

---

平成21年第1回大和町議会臨時会会議録

---

平成21年2月17日（火曜日）

---

応招議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鷓 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日出子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大須賀 啓 君

出席議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	浅 野 雅 勝 君
教 育 長	堀 籠 美 子 君	産業振興課 参 事	櫻 井 憲 一 君
総 務 まちづくり 課 長	千 坂 正 志 君	産業振興課 企 業 誘 致 対 策 官	庄 司 正 巳 君
総 務 まちづくり課 まちづくり 対 策 官	千 葉 恵 右 君	都市建設課長	高 橋 久 君
財 政 課 長	千 坂 賢 一 君	上下水道課長	渋 谷 久 一 君
税 務 課 長	佐 藤 成 信 君	会計管理者兼 会 計 課 長	織 田 誠 二 君
町 民 課 長	瀬 戸 啓 一 君	教育総務課長	瀬 戸 善 春 君
環境生活課長	高 橋 完 君	生涯学習課長	横 田 隆 雄 君

事務局出席者

議会事務局長	伊 藤 眞 也	主 幹	佐々木 とみ江
班 長	瀬 戸 正 志		

## 【議事日程】

平成21年2月17日（火）午前10時00分開会

日程第1「会議録署名議員の指名」

日程第2「会期の決定について」

日程第3「議案第1号 大和町新庁舎建設事業建築本体工事請負契約について」

日程第4「議案第2号 大和町新庁舎建設事業電気設備工事請負契約について」

日程第5「議案第3号 大和町新庁舎建設事業機械設備工事請負契約について」

日程第6「議案第4号 指定管理者の指定について（大和町認知症高齢者グループホーム条例及び大和町デイサービスセンター条例に基づく施設）」

日程第7「議案第5号 指定管理者の指定について（大和町原阿佐緒記念館の設置及び管理に関する条例外3条例に基づく施設）」

日程第8「議案第6号 平成20年度大和町一般会計補正予算（第5号）」

## 【本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕】

午前9時57分 開 会

議 長 （大須賀 啓君）

それでは、皆さんおそろいでありますので、少し早いのですが、ただいまから臨時会を開催したいと思います。

改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成21年第1回大和町議会臨時会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

## 日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 120条の規定によって、17番大崎勝治君及び1番藤巻博史君を指名します。

---

## 日程第2「会期の決定について」

議長（大須賀 啓君）

日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間に決定いたしました。

## 「町長あいさつ」

議長（大須賀 啓君）

町長より招集のごあいさつがあります。町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

皆さん、おはようございます。

第1回の大和町議会臨時会開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに平成21年第1回大和町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多用中にもかかわらず、ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

本日の臨時議会は、昨年10月23日に入札執行いたしました大和町新庁舎建設事業本体建設工事が、入札参加者の応札辞退及び予定価格の事前公表を行ったにもかかわらず、予定価格を上回る応札により入札不調となった結果を受けまして、2月6日に改めて入札執行いたしました。この結果を受けまして、10月23日の入札により契約保留としておりました電気設備及び機械設備工事と共に建築本体工事の契約についてご審議をいただくこと

が主体のものでございます。

建築本體工事の再入札に関しましては、新庁舎建設調査特別委員会、臨時議会、12月定例議会と議員皆様には大変なご心配とともに貴重なご意見、ご提案をいただきましたことに感謝と御礼を申し上げたいと思っております。

建築本體工事の再入札に当たりましては、ちょうどいたしましたご意見、ご提案等を踏まえまして、まず、競争性を確保するとの観点から、参加対象業者を経営審査事項評点 1,000点以上のS級及びA級といたしました。

さらに、工事实績につきましても、従来の庁舎 5,000平方メートル以上から公共建築物としての庁舎、学校、文化会館、体育館、集会所の 3,000平方メートル以上と拡大いたしました。

また、応募業者数につきましても、期限内応募が10社未満の場合は追加募集を行うこととし、最終的に5社未満であった場合には入札を中止、5社以上であった場合は入札を実行するものとして募集を行ったものでございます。

募集期間内の応募者は15社で、内訳はS級が6社、A級が9社で、すべての業者が参加条件を満たしておりましたので、予定価格は事後公表といたしまして2月6日開札を行ったものであります。

開札の結果は、低入札調査基準価格を下回ったものが2社、予定価格内のものが12社、予定価格を上回ったものが1社でありまして、当日は落札を保留とし、低入札調査基準価格を下回った応募業者に調査資料の提出を求め、資料に基づきヒアリング実施、委員会による審査を経て、第1位順位の業者を落札と決定し、本日議会議決をお願いするものでございます。

今回の開札により本體、電気、機械、3種工事の現時点総額は13億 8,967万 5,000円となりまして、債務負担行為額に比して2億 4,667万円下回った結果となっております。

本日、議決を賜りますれば、早速本契約に移行いたし、平成22年3月の完成に向け事業推進を図るとともに、その波及として吉岡南第2土地区画事業の保留地販売促進が図られることも期待するものでございます。

次に、国におきましては、現下の経済悪化や雇用悪化に対する緊急対策

として、第2次補正予算が去る1月27日に成立し、早期の準備要請があるところがございます。このような事態を受け、緊急対策といたしまして定額給付金、子育て応援特別給付金、地域活性化生活対策臨時交付金の準備を進めるため、今議会に提案することといたしましたが、その中で地域活性化生活対策臨時交付金及び特定防衛施設周辺整備調整交付金、SACOを含むものがございますが、これらの事業につきましては交付金財源に加えまして一般財源措置が必要な内容となっております。このため異例ではございますが、調整しておりました3月補正を一般会計のみ前倒しをして提案をさせていただいておりますので、よろしく願いを申し上げます。

なお、緊急対策関係につきましては、早速準備作業に着手いたしますが、年度内終了見込みとはならない予想から、明許繰越措置もあわせてお願いすることといたしております。

それでは、提出しております議案につきまして、概要をご説明申し上げます。

議案第1号から第3号までは、平成22年3月完成を目指します新庁舎建設について建築本体工事、電気設備工事、機械設備工事の3件についておのおの工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第4号は、デイサービスセンター「ひだまりの丘」「すずらん」及びグループホーム「すずらん」の3施設を、議案第5号は「原阿佐緒記念館」「宮床宝蔵」「旧宮床伊達家住宅」及び「宮床歌の小径」について指定管理者の公募を行い、その後外部委員を加えた選定委員会の議を経て、指定管理者の指定を行うに当たり議会の議決をお願いするものでございます。

議案第6号は、平成20年度、国の緊急経済対策に係る第2次補正予算に関連しまして、早期にその準備を進めるために一般会計補正予算の議決をお願いするもので、4億5,868万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を92億1,030万5,000円とするものであります。

それでは、歳出の主なものにつきましてご説明を申し上げますが、各科目に共通して本年度の事務事業執行に伴います精算を行っております。

総務費は、地域活性化事業といたしまして高速バス利用駐車場整備費用

を新たに計上し、吉岡南第2土地区画整理組合の貸付金返還の一部延期に伴いまして、土地基金への償還予定も延期の措置をしております。

また、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業では、予定しました事業の請負差額や一部内容変更によりまして、交通安全広報車2台、公園遊具整備、学校給食センター保温食缶整備、大和中学校増築教室用パソコン整備並びに教育ふれあいセンター遊具整備を一括計上しております。

さらに、定額給付金事業には、給付金と事務経費を含んで3億9,495万7,000円を計上しております。

徴税费関係では、最近の景況悪化によりまして予定納税をしております町内企業の今後の決算申告整理によりまして還付金が予想されますことから、その財源措置を行っております。

民生費は、地域活性化事業としてもみじヶ丘児童館外壁修繕並びに旧3児童館の解体経費を。また、子育て応援特別給付金事業経費を計上いたしております。

土木費は、地域活性化事業としての町道側溝修繕、舗装修繕、橋梁高欄塗装に除雪経費を追加するとともに、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業の調整減額を行っております。また、都市整備基金への積み立ても延期の措置といたしました。

消防費は、地域活性化事業として小型消防ポンプ車2台を購入し、鶴巣、落合分団に配置する予定としております。

教育費は、地域活性化事業として吉岡小学校体育館の屋根被覆工事費を計上しております。

以上が歳出の主なものでございますが、これらの経費に充てます財源といたしましては、国庫支出金5億298万7,000円、繰越金1,781万3,000円、財産収入679万8,000円の増額補正に対し、県支出金減額及び吉岡南第2土地区画整理組合貸付金返還繰り延べを相殺するとともに、財政調整基金からの繰り出し減額で調整を行っております。

次に、繰越明許費についてでございますが、再度となりますが、国の経済対策関係については執行努力を行いながらも全体を繰越使用とし、また、一部道路事業において用地関係、請負率の低下、工法の調整により繰り越しをお願いしております。



また、債務負担行為につきましては、本日の指定管理者の指定とあわせて、12月に議決をいただきました業務につきましても一括債務負担行為として整理をいたしておるところでございます。

以上が本日提案をしております議案の概要でございますが、何とぞ慎重にご審議をいただき、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。あいさつといたしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

---

### 日程第3「議案第1号 大和町新庁舎建設事業建築本体工事請負契約について」

議長（大須賀 啓君）

日程第3、議案第1号 大和町新庁舎建設事業建築本体工事請負契約についてを議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長（千坂正志君）

おはようございます。

それでは、議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第1号、大和町新庁舎建設事業建築本体工事請負契約についてであります。

上記工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

記といたしまして、1、契約の目的 大和町新庁舎建設事業建築本体工事でございます。2、契約の方法 一般競争入札による請負契約。3、契約の金額でございますが、10億695万円。うち消費税が4,795万円、税抜きで9億5,900万円でございます。なお、落札率につきましては80.32%でございました。4、契約の相手方でございます。日本建設株式会社仙台支店であります。

次に、この入札の状況についてご説明を申し上げます。

今回の入札の参加条件でございますが、まず一つは、地方自治法施行令

第 167条の 4 に該当しないということで、これは禁治産者とか準禁治産者の該当項目でございます。二つ目が、大和町建設工事入札参加登録者であること。そして、三つ目が、建築一式工事の格付が A 級以上で、経営審査事項の評点が 1,000 点以上であること。四つ目が、地方自治体の公共建築物を新築もしくは増築工事の施工実績を有すること。ただし、延べ床面積 3,000 平方メートル以上でありまして、RC 造りもしくはSRC 造りであること。五つ目に、建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていること。そして、六つ目に、国家資格を有する管理技術者を専任で配置をいたすこと。それから、七つ目に、県内の地方自治体から指名停止を受けている期間ではないこと。以上の 7 項目の条件設定でございました。

また、入札の方法でございます。一つ目に、ダイレクト型一般競争入札とする。二つ目が、予定価格及び参加業者名は事後公表とする。三つ目に、低入札調査基準価格を設定する。そして、四つ目に、この入札による参加資格者で有資格者と判定された者の数が 10 に達しなかった場合は、入札を保留し、再公告を行い追加募集をする。

次に、入札参加者でございます。議案第 1 号の説明資料を別添で配らせております。大和町議会臨時会議案説明資料の議案第 1 号、第 2 号、第 3 号関係の分の資料でございますが、この 1 ページをお開きをいただきたいと思っております。

順位 1 番の、この表の中の日本建設株式会社仙台支店から順位 15 番の阿部建設株式会社までの 15 社が今回の入札参加資格業者でございます。

それでは、入札の結果でございますが、入札は 2 月 6 日に執行いたしました。予定価格でございます。11 億 9,390 万円。これは税抜きでございます。それで、低入札調査基準価格が 10 億 1,481 万 5,000 円に對しまして、上の 2 社が低入札基準価格を下回った応札額となり、落札保留といたしましたものでございます。

この結果、応札社から積算内容等について事情聴取を行い、低入札価格調査委員会を開催し、契約どおり履行が可能か審査を行いました。

審査した結果、積算内容の精査及びその他基準に照らし合わせた結果、契約どおりの履行は可能と判断をいたし、表記の業者を落札社と決定をいたし、平成 21 年 2 月 13 日に仮契約をいたしたものでございます。なお、工

期は平成22年3月10日までとなっております。

なお、新庁舎の配置図につきましては、資料の6ページをお開きいただきたいと思っております。6ページの図面が、これが新庁舎の立地する配置図でございます。

それから、次のページ、7ページ以降でございますが、庁舎1階からの平面図になってございまして、平面図につきましては7ページから10ページまで記載をしておるところでございます。この図面については前にお示しを申し上げた部分を再添付いたしましたところでございます。資料といたしたところでございます。

以上が今回の新庁舎建築の本体工事の請負契約の説明でございます。よろしく願いをいたしたいと思っております。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。6番高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

前回の入札を大幅に下回る結果が出たということで、大変財政的にはよかったかなというふうに思っておりますが、改めてお伺いをしますが、前回の入札と今回の入札です、どのようなことが劇的に入札の結果に変化をもたらしたのかという、そういう分析。今後の入札に当たっての、言ってみれば、何というんでしょうか、一つの大きな勉強をさせていただいたというか、そういった部分があるかと思うんですが、どういうふうに分析をされているか、お聞かせをください。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今回の入札ということで、前回と今回についてどういうふうに考えるかということです。前回の入札につきましては、ご案内のとおり町の入札規

則に沿った中で5億円以上のものにつきましてはS級でやるという形で、その基本のものにのっとしてスタートいたしております。

環境的に考えてみれば、何というか、指名できない業者さんが大勢あったという実態があつた時期には、今もそういうところがございます。そういったことがあつた中でございました。

それから、経済的な状況の変化につきましても非常に大幅な、何といひますか、上下動といひますか、というのがあつたということでございます。ああいったことにつきましては、なかなか想定できない中での執行であつたというふうに思っております。

結果といたしまして、入札の応募者についての件数等につきましても本来の、これは入札ですから2社でも1社でもそれは入札としては成り立つのでしようけれども、一般論からしたときにもう少し多くのものが参加できる状況というものがあつた方がよかつたというふうに思っているところでございます。

町としましては、そういった大きな事業でもありましたので、やはりそういった実績なりそういったものを重んじた中で指名をし、スタートしたところではございましたが、その段階での判断としては町なりの判断でよかつたというふうに思っておりますが、環境等々を考えた場合にもう少し幅広い考えも持つ必要も場合によってはあつたのかなというふうなことも考えております。

結果、今回1,000点以上という間口を広げたことによって10社以上、15社という参加があつたということで、そういった競争性なり透明性なり、そういったものは十分確保されたというふうに思っております。

今回につきましては、そういった環境の変化なりいろいろなものが大きくあつたということ。そういったことはあるわけでございますが、そういったところはやはり大いに反省といひますかね、今後の課題にしながらですね、入札に臨んでいければというふうに思っておるところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

6番高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

今のお話でよくわかりました。競争性が十分に確保できたということと、あとは経済環境への迅速な対応をした結果だということ、まさに的を得て対応ができたんだらうというふうに思います。

それで、今回この議会を経てですね、推進の一つの山を越えるわけですが、その環境の変化、経済的な環境の変化ということで、これはだれもが予想しないような今度はマイナスの経済状態というのがもう全世界という中、グローバルな話ではなくて、事この大和町の中でもですね、相当深刻さを増しているんだらうというふうに思っておるわけでありまして。

今、ご説明をいただいた資料を見ますと、今回落札をされた企業さんが、本社は大阪というようなことで仙台に支店をお持ちの方というふうに伺いましたが、これを、この工事を進めるに当たってですね、今言ったその経済環境の変化に迅速に対応するためにですね、協力業者として当然この会社に集う企業があるんだらうというふうに思うんですが、そういったものに対して一定のですね、町としての方針として、大和町あるいはもう少し広げた中でも結構ですが、地域の経済に貢献できるような呼びかけが町として可能なものなのかどうなのか。その辺について見解をいただきたいというふうに思います。

議長 (大須賀 啓君)

財政課長千坂賢一君。

財政課長 (千坂賢一君)

現在の経済環境の状況から町内あるいは郡内という形でしょうか。そういった形での呼びかけの的なものについてはどうかというようなお尋ねでございます。

低入札調査におきまして会社の方からいろいろヒアリングをさせていただいた中で、基本的には応札をする段階で資材等の納入先といったものについて調査をし、普段の取引をしている業者からの調査をした中での応札をいたしておりますので、そういった中では、例えば鉄骨工事では町内の業者さんですとか、あとは外構等においても町内の業者さん等も含まれた

形での協力会社構成がある。さらには、工事の実施に当たりまして働いていただく方々、下請会社あるいは協力会社により大和町さらには近郊に在住する作業員の方々を優先的に採用したいというお考えの表明はございました。そういった中で、町から改めて要請をするというのは、環境的には若干厳しいのかなという思いはございます。

ただ、現在の環境的なものについてありますのでといった、まあ、どの範囲までというのは多少あろうかと思いますが、そういった限定的なもののお話といった部分までしかできないのかなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）  
6 番高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

国でも相当の力を入れて経済対策等を図っておりますし、また、雇用の確保という観点からしても国、地方かかわらずしてですね、今、全力で取り組まなければならない大きな課題になっておるわけでありまして。

そういった中で、大和町としてみれば50年に1回の大きな工事が、そういった環境の真ただ中であるというようなことであってですね、これはどなたから見てもそういったものも含めてですね、仕事の分け合うワークシェアリングだとか、あるいは臨時の職員の採用等々についても企業のみならず行政が積極的に取り組まなければならないというような環境にございますのでね、大変難しい判断もあろうかと思いますが、この機会にそういったことが少なくともですね、軽んじられたというような判断にならないようなですね、対応をぜひ町に求めたいというふうに思います。ご意見を伺いたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

こういった経済環境。このことにつきましては、こういった経済環境ということよりも、常に、できれば、我々とすれば地元利益のあるような、地元の方にいいことがあるような形でということで常々そういったことをお願いするといったら変ですけども、理解してもらうような対応はしているところでございます。

高平議員がおっしゃるとおり、今こういった環境になればますますそういったことが求められるといったらちょっと語弊があるかもしれませんが、そんな中でございますので、そういった環境をご理解をいただいた中で仕事に取り組んでいただけるようお願いといたしますか、お話は当然これは地域全体を、黒川郡、大和町を盛り上げる意味でぜひ必要なことだというふうに認識しております。

議 長 （大須賀 啓君）

4 番平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）

前者に関連してですけども、今、町長がおっしゃったとおりですね、今回の入札、相当いろいろな激論の結果で、このような2億四、五千万の安くなったということもあるんでしょうけれども、やはり競争性が一番働いたのかなと思います。

それで、最初はS級しかだめだといったのが、1,000点以上のA級を入れたためにこのような結果になったと思いますけれども、今後ですね、やはり5億円以上に対して、町としては必ずしもS級のほうに決めていくのか。私はこの結果を見てね、やはり1,000点以上経験のある会社であれば、A級も入れて5億円以上のやつに、やはりそういう方法でもいいのではないかと考えているんですけども、町長、その点はどうでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

その金額の大きさによってというお話だというふうに思いますけれども、今回だけでS級、A級というのを判断するというのは、ちょっと今回の環境が余りにもちょっと特別過ぎたところがございます。そういったこともありますので、今回がこうだったからというわけにはいかないんだというふうに思っております。

ただ、今から工事というものがどういう形で出てくるか、出てくるかといえますか、今後の町で発注する事業についてですね。そういったものを考慮しながら今後のあり方といえますか、そういった判断基準といえますかね。そういったものについて、今の5億円が妥当なのか。まあ、5億円を決定したころの時代とですね、今は違う。まあ、いつ決定したら……、済みません、あれですけれども、そういったこともあるかもしれませんので、そういった検討課題といえますかね、そういった見直しといえますか、そういったこともこういうことがあったこととすれば、今、入札監視委員会等もございますので、そういった方々にもお伺いをして検討いただくということもあるのかなというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

4番平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）

今回のこのような、まあ、町としては本当に私は町民に納得いくような入札価格で決定したので、私はほっとしておるんですけども、やはり議会とですね、執行部がいろいろ議論してですよ、戦った、戦うというより議論してですね、やはりいい方向に持っていった結果だと思えます。

ただ、この臨時議会、12月ですか、にあった中のその後の12月12日の河北新報にですよ、議員が入札方法に口を挟むべきではないというようなある一部の議員の方の、これ、載っているんですけどもね。やはりこれはおかしいと思えますね。我々が言って、初めていろいろ町とやって、私はこの結果になったと思うんですよ。

ですから、我々が、いろいろなところにやはりこういうふうにおかしい



と思ったことはやはり言っていかなければ、こういう結果は出ないと思いますのでですね、私はこれからもどしどし言わせていただきたいと思いますけれども、町長、やはり我々の意見も聞いてですね、町としても最良の方法で今回はなったと思いますので、この点をやはりよろしくお願いたいと。それに対してご意見があればお願いします。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

その記事につきましては、記者さんたちのお書きになったことですので、私からは何とも申し上げることはできないところでございます。

議会の皆さんと意見を交換してといいますか、そしてやるというのは、それは当然の話でございますので、いいこと、悪いこと、いろいろな考え方がある中でですね、それは議論をし合った中で一番いい方法を見つけていく、これはそのとおりだというふうに思います。当然だと思います。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4「議案第2号 大和町新庁舎建設事業電気設備工事請負契約について」

議長（大須賀 啓君）

日程第4、議案第2号大和町新庁舎建設事業電気設備工事請負契約についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長（千坂正志君）

議案書の2ページをお開きいただきしたいと思います。

議案第2号大和町新庁舎建設事業電気設備工事請負契約についてでございます。

上記工事について次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

記といたしまして、契約の目的 大和町新庁舎建設事業電気設備工事でございます。契約の方法 一般競争入札による請負契約でございます。契約の金額1億3,440万円、うち消費税が640万円でございます。税抜きで1億2,800万円でございます。落札率は63.84%でございます。契約の相手方、株式会社ユアテック仙台北営業所でございます。

今回の入札状況についてご説明を申し上げたいと思います。

参加条件でございます。地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。それから、大和町建設工事入札参加登録者であること。そして、三つ目が電気工事一式の格付けがA級であること。県内の地方自治体から指名停止を受けている期間でないこと。そして、五つ目に国家資格を有する管理技術者を専任で配置すること。以上の5項目の条件を設定をいたしたところでございます。

その入札の方法でございます。一つ目がダイレクト型一般競争入札とする。それから、予定価格は事前公表でございます。そして、低入札基準価格を設定をいたすことにしてございます。

次に、参加者でございます。入札の参加者でございます。これにつきま

しては別添の配付資料、説明資料の2ページに記載をしてございます。順位1番の株式会社ユアテック仙台北営業所から順位14番のサンワコムシステムエンジニアリング株式会社東北支店までの14社でございました。

入札の執行は10月23日に入札を執行してございます。

予定価格でございます。2億50万円。これは税抜きでございます。そして、低入札調査価格が1億7,042万5,000円でございます。予定価格の85%。これに対しまして13社が低入札基準価格を下回った応札額となり、落札保留といたしたものでございます。

この結果、応札社から積算内容等について事情聴取を行いまして、低入札価格調査委員会を開催し、契約どおり履行が可能か審査を行いました。審査した結果、積算の内容の精査及びその基準に照らし合わせた結果、契約どおりの履行は可能と判断をいたし、表記の業者を落札者と決定をいたしたものでございまして、平成21年2月13日仮契約をいたしたものでございます。

なお、工期は平成22年3月10日までとなっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5「議案第3号 大和町新庁舎建設事業機械設備工事請負契約について」

議長（大須賀 啓君）

日程第5 議案第3号 大和町新庁舎建設事業機械設備工事請負契約についてを議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長（千坂正志君）

続きまして、議案書の3ページになります。3ページをお開きいただきたいと思います。

議案第3号大和町新庁舎建設事業機械設備工事請負契約でございます。

上記工事につきまして次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

記といたしまして、契約の目的 大和町新庁舎建設事業機械設備工事。契約の方法が一般競争入札による請負契約でございます。契約の金額が2億4,832万5,000円、うち消費税が1,182万5,000円でございます。税抜きで2億3,650万円でございます。なお、落札率は88.05%でございます。契約の相手方、株式会社太平エンジニアリング東北支店でございます。

なお、今回の入札の状況の説明をいたしたいと思います。

参加条件でございます。地方自治法施行令の規定に該当しないことということで、第167条の4の規定でございます。二つ目が、大和町建設工事の入札参加登録者であること。三つ目が、管工事一式の格付けがA級であること。県内の地方自治体から指名停止を受けている期間でないこと。そして、国家資格を有する管理技術者を専任で配置できることということで、以上5項目の条件設定でございます。

入札の方法につきましては、ダイレクト型一般入札。予定価格は事前公表。低入札基準価格を設定をいたすものでございます。

次に、入札参加者でございます。説明資料の別添の3ページに一覧表を添付してございますので、ご参照いただきたいと思います。3ページの部分の順位1番の株式会社太平エンジニアリング東北支店から順位18番の北関東空調工業株式会社仙台支店までの18社で、うち6社が辞退。1社が失格でございました。

次に、入札の結果でございます。

これにつきましても10月23日に入札を執行してございます。予定価格が2億6,860万円、税抜きでございます。低入札価格が2億2,831万円、予定価格の85%でございます。応礼の結果、表記の業者を最低落札者と決定し、平成21年2月13日仮契約をいたしたものでございまして、工期は平成22年3月10日までとなっております。

以上、よろしく願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6「議案第4号 指定管理者の指定について（大和町認知症高齢者グループホーム条例及び大和町デイサービスセンター条例に基づく施設）」

議長 (大須賀 啓君)

日程第6、議案第4号指定管理者の指定について（大和町認知症高齢者

グループホーム条例及び大和町デイサービスセンター条例に基づく施設)を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。保健福祉課長浅野雅勝君。

保健福祉課長 (浅野雅勝君)

議案書の4ページをお願いいたします。

議案第4号指定管理者の指定についてでございます。

本町の公の施設に係ります指定管理者としまして、下記の団体を指定するため地方

自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

記といたしまして、1、指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び指定管理者となる団体の名称は表のとおりでございます。管理を行わせる公の施設の名称につきましては、大和町認知症高齢者グループホーム、大和町デイサービスセンター「すずらん」、それから、大和町デイサービスセンター「ひだまりの丘」でございます。指定管理者となります団体の名称につきましては、社会福祉法人永楽会でございます。

2、指定の期間でございますが、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間とするものでございます。

説明資料の方をお願いしたいと思います。指定管理者の指定についての説明資料でございます。

その1ページ目でございます。

1、施設の名称及び位置でございますが、先ほど言いました認知症高齢者グループホームの位置でございますけれども、吉岡字館下52の1でございます。デイサービスセンター「すずらん」も同じ位置でございます。

「ひだまりの丘」デイサービスセンターですが、吉岡字館下88でございます。2、指定管理者となる団体の名称は、社会福祉法人永楽会でありまして、代表者は理事長高橋永郎氏でございます。

それから、指定の期間でございますけれども、これにつきましては平成21年4月から平成24年3月まで第4期介護保険事業期間となります。

それから、4の募集期間でございますが、平成20年12月1日から同月の22日まで町

のホームページに掲載しまして、公募を図ったところでございます。

それから、応募団体につきましては、1法人の永楽会でありました。

それから、6としましての指定管理者候補者選定委員会の構成につきましては、委員数8名でございまして、その内訳としまして外部委員3名、町職員5名でございます。

それから、選定の経過でございますが、認知症高齢者グループホームほか2施設の指定管理者を公募により募集いたしましたところ、応募団体は1団体でございました。それで、ことしの平成21年1月29日に、指定管理者候補者選定委員会を開催し、永楽会が指定管理者候補者として選定されたものでございます。

選定委員会では、応募は1団体ではありましたが、提出された関係書類と応募団体からの説明をもとに審査をしたところでございます。審査につきましては、町の公の施設に係る指定管理者手続等に関する条例第4条で規定いたします選定基準に基づきまして各項目ごとの採点方式で行ったところでございます。

採点では、3施設を一括して採点することとし、施設を管理する上で町が要求する基準値、各委員ごとの総得点で半分以下かつ1項目でも0点がある場合は失格という基準値を設定いたしまして、それを下回った場合は失格とすることとしたものでございます。

その採点の結果でございますけれども、すべての項目におきまして町が要求する基準値を上回り、公の施設を管理する上での考え方、それから緊急時の対応、従前の管理の状況、過去3年間もお願いしてございますが、等につきましても十分な実績を示しているとともに、今後の施設運営及び介護支援に対する考え方についても評価できるということから、今回指定管理者の候補者として選定されたものでございます。

それから、2ページになりますけれども、8番目の指定管理料につきましては無償とするものでございます。

以上でございます。よろしくどうぞお願いします。

議 長 (大須賀 啓君)

質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第7「議案第5号 指定管理者の指定について（大和町原阿佐緒記念館の設置及び管理に関する条例外3条例に基づく施設）」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第7、議案第5号指定管理者の指定について（大和町原阿佐緒記念館の設置及び管理に関する条例外3条例に基づく施設）を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。生涯学習課長横田隆雄君。

生涯学習課長 （横田隆雄君）

5ページをお開きいただきたいと思います。

議案第5号指定管理者の指定についてでございます。

本町の公の施設に係る指定管理者として下記の団体を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

1番目としまして、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者となる団体の名称でございます。表にありますとおり、施設の名称につきましては「原阿佐緒記念館」「宮床宝蔵」「旧宮床伊達家住宅」「宮床歌の小径」でございます。団体の名称につきましては、宮床歴史の村保存会でございます。

2番目の指定の期間ですが、平成21年4月1日から平成26年3月31日までといたしております。詳しくは先ほどの説明資料の3ページから記載をいたしておりますのでごらんをいただきたいと思います。

1番の施設の名称及び位置でございますが、施設の名称につきましては先ほど説明のそれぞれの四つの施設でございます。位置については記載のとおりでございます。

指定管理者となる団体の名称でございますが、宮床歴史の村保存会、代表者は会長



渡邊國雄でございます。

指定の期間につきましては、先ほどの説明の中の5年間といたしております。

それで、4の募集期間につきましては、平成20年12月19日から平成21年の1月20日までの1カ月間といたしております。

5番目、応募団体がその中で宮床歴史の村保存会の1団体となっております。

6の指定管理者候補者選定委員会の構成ですが、委員数7名ということで、外部委員が3名、町の職員の委員が4名ということになっております。

7番目の選定の経過につきましては、先ほど保健福祉課長と同じように、それぞれ掲示あるいはインターネット、ホームページ等の掲載により募集をいたしましたところ、宮床歴史の村保存会の1団体が応募団体ということで、これにつきまして平成21年の1月29日に指定管理者候補者選定委員会を開催しまして、当該団体が指定管理者候補者として選定をされました。

この選定委員会については、応募が1団体でございましたが、提出された関係書類と応募団体からの説明のもとに審査を実施いたしまして、審査は先ほど説明の福祉施設と同様の採点方式で行いまして、その採点の結果、すべての項目において町が要求する基準値を上回り、公の施設を管理する上での考え方、緊急時の対応、従前の管理状況についても十分な実績を示しているとともに、今後の施設運営及び文化振興に対する考え方についても十分評価できますことから、指定管理者の候補者として選定されたものでございます。

8番目の指定管理料見込額になりますが、平成21年度分としまして4施設あわせて1,084万6,000円といたしております。

ちなみに平成20年度につきましては1,166万8,000円となっております、82万2,000円の減額といたしております。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。10番浅野正之君。

10番 (浅野正之君)

議案第4号の中の指定管理者の設定で、指定期間が3年間なんですけどね。第5号にきて5年間だということではありますが、これはどんな根拠があって5年になったのか、ちょっとお伺いしておきたいというふうに思います。

議長 長 (大須賀 啓君)

生涯学習課長横田隆雄君。

生涯学習課長 (横田隆雄君)

従来は3年の公募といいますか、指定期間で実施をしておりました。今回はまた新たな応募ということですので、従来からの指定団体が必ずしもですね、一つだけということではなく、応募団体がもっとあればのことももちろん想定をするわけですが、特にこの施設の管理につきましては、前からお話があったんですが、入館者ですね、入館者の増加を図って入館料も増加をしながら管理運営に寄与するというので、それを重点的にお願いしたいということもありましたが、管理を受けてですね、初めて第1年度には施設のいろいろな管理運営面についての1年間を通した中での検討が必要であると。あと2年目からはですね、いろいろな施設の利用者が増加するような企画ものですか、今も企画展、小企画展などを実施しているんですが、そういう計画を組んでですね、3年目にはある程度の実績が出るのではないかという見方をしておりますが、この前といいますか、3年目の去年の11月8日ですか、「宮床伊達まつり」というようなことで開催されましたが、ああいう大きな企画をしていかないですね、なかなか入館者数の増加が見込めないということがありまして、ああいう催しをですね、たまたま宝蔵の15周年の記念、あるいは伊達家住宅10周年の記念ということで、それとあわせて開催をしたんですが、5年ごとにこれまでも開催されているという経過があります。そういうあわせた事業として大きく実施をしました。

そのほかで実績としましては歴史の村保存会の中にですね、つるし飾りの会をつくってですね、これは宮床婦人会の皆さん、地域の皆さんの協力を借りながらですね、実施しておりますが、その中で3,000個ほどのですね、つるし飾りを展示をしまして、期間中2,078人のですね、来館者がございました。これは11月4日から11月30日までですね。

そういう企画物を継続して毎年やっていかないと、やはり集客が見込めないといいますか、訪れる方が少ないのではないかというふうに思っておりますので、3年でですね、終わってしまうと後のその継続性、まあ、どういう応募団体があってですね、管理をされるかということもありますので、ある程度長目の、5年ぐらいのいろいろな記念事業をですね、各般のそういうものに合わせて5年の見込みでですね、継続的な事業をやっていただくというようなことで今回は考えておりまして、いろいろ催し

物も地域の方々ですね、（「簡単に、簡単に」の声あり）協力も必要でございますので、そういうことにつきましては時間も要するということもございまして、その5年の設定にさせていただいた経緯がございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）  
10番浅野正之君。

10番（浅野正之君）

今の説明で説得力があると思いますか。私には全然ない、正直言って。3年から5年にした。今の経緯の物の考え方で、この指定管理者の今後の指定制度に問題が出かねないですよ。イベントがあるから、あるいは入館者数の推移を把握するためだと。それで説得力がありますかね。やはり指定管理者の、いわゆるこの指定期間の問題ですよ。今度はやはりもう少しですね、論理をきちっと整理して、それで皆さんからわかりやすくですね、ご理解できるような答弁でなければ。これは全然。今の文言でできると思いますか。

議長（大須賀 啓君）  
生涯学習課長横田隆雄君。

生涯学習課長（横田隆雄君）

今、議員ご指摘のとおりですね、特にこれを3年にしないという根拠というものは無いんですが、これまで事業の経過とかですね、そういうものを見た中で必要である期間を設けてですね、実施をするものでございまして、館の運営についてはですね、それぞれ委託の中できちっとやっていただくんですが、やはり施設そのものがですね、長年しますと入館者が減ってくるとかですね、そういう来客が少なくなるというようなことが多くありますので、それをやはり一番中心に考えてですね、施設の運営をしていくということが必要であるというふうに思っておりますので、その期間を要するということで、そういう判断の中でですね、今回お願いするということになってございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

10番浅野正之君。

10番 (浅野正之君)

ちょっと済みませんが、いわゆる4号、5号、指定管理者の指定による議案なんですかね、これ、どうなんでしょうね。これ、ちょっと担当課長で余りいい答弁になっていませんのでですね、だれかかわりのですね……。町長がいいんですかね、それとも総務課長でしょうか。この指定管理者の指定期間についてですね、これはその業種によって恐らく3年、5年の違いだという考え方ではなかなか今のこの内容ではですね、私は解釈できない。指定を統一する、期間を統一するのか、あるいはどういう業種によって違うものなのか。統一した考えを持ったほうがよいと思いますが、いかがですか。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

指定管理者のあり方ということでございます。

指定管理をお願いする施設、性格といいますか、によっても違ってくるんだというふうに思っております。

したがって、町として指定管理者について施設すべてを統一してやるという方法がいいのかですね。または、その施設施設によって、その期間を延長といいますか、決めた方がいいのか。まあ、その辺についてはいろいろ考える余地があると思いますが、おっしゃるとおり今回が3年、今回が5年という考えではなくてですね、やる場合にはやはりある程度一定の期間を決めた中で進めていかなければいけないのだろうと今改めて思っております。

企業さんといいますか、指定を受ける方々の設備投資といいますか、投資もあるわけございまして、そういったものに対する減価償却といいますか、そういった部分についても考えなければいけない部分があるのではないかというふうにも思います。要するに、何といいますか、設備投資といいますか、例えば車を買った場合とかですね、そういったものがある程度一定期間を、新車で買った場合に一定期間を見るの

か、その辺の考え方ですね。これはすべてその期間を、減価償却期間を全部見ろというわけではないですけども、そういった部分もあろうかと思しますので、一概に1年だけとか、何年だけというふうにはなかなかいかないところもあると思いますが、その施設によつてのその期間の明確さといいますかね、そういったものは今現在はないところがございます、その都度といったらあれなんです、やっているところがございますが、今後はやはりそういった部分については、この施設については3年とか、この施設は2年とか5年とか、そういったものはある程度明確にした中で管理者を募集をし、指定していかなければいけないというふうに今考えております。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よつて、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。休憩時間は10分間とします。

午前11時04分 休 憩

午前11時15分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

## 日程第8「議案第6号 平成20年度大和町一般会計補正予算（第5号）」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第8、議案第6号 平成20年度大和町一般会計補正予算を議題とします。  
朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長千坂賢一君。

財政課長 （千坂賢一君）

それでは、議案書の6ページをお願いいたします。

議案第6号平成20年度大和町一般会計補正予算（第5号）でございますが、一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ4億5,868万5,000円を追加いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ92億1,030万5,000円とするものでございます。

第1表につきましては、歳入歳出予算補正の内容。第2条の繰越明許費につきましては、第2表の繰越明許費に。第3条債務負担行為の補正につきましては、第3表債務負担行為補正の表に。第4条地方債の補正は、第4表地方債補正により規定をいたしてございます。

それでは、11ページをお開き願います。

こちらは繰越明許費の内容でございますが、町長のあいさつにもございましたように、今回、国の第2次補正予算に絡みます定額給付金、それから子育て応援給付金、それから活性化臨時交付金について措置をいたしておりますので、それらに関連しますものにつきましては繰越明許費として記載をさせていただきました。それ以外のものについてご説明を申し上げます。

上から2段目でございます。庁舎建設事業につきましては、先ほど契約の議決をちようだいいたしました。前払い金以外の部分につきましては繰り越しの予定とさせていただきます。

4段目の徴税费につきましては、予定納税事業所の過年度還付金に充当するために1億4,000万円の繰越明許措置とさせていただきます。

それから、下から5行目の地方道路整備臨時交付金事業でございますが、こちらは山下大沢線につきまして請負率の低下等によりまして新たに追加する部分について繰り越しの予定とさせていただきます。

その下の特定防衛施設周辺整備調整交付金事業につきましては、山ノ神禅興寺線について一部工法の変更、それから馬場後石高線につきましては、用地補償の関連で繰り越しの予定とさせていただきます。

それから、その次の消防費の消防施設維持管理事業につきましては、山下大沢線にリサーチ関連の消火栓を設置予定としてございますが、本線の工事の関係で繰越措置とさせていただきます。それ以外につきましては、定額給付金、子育て特別給付金、それから臨時交付金事業の内容となっております。

12ページ。債務負担行為補正でございますが、上の部分につきましては12月の議会で議決をいただいた部分。一番下の原阿佐緒記念館につきましては、先ほど議決をいただいたものでございます。なお、デイサービスセンター等につきましては、指定管理料の支払いがございませんので、こちらには債務負担する内容ではございませんので、記載をいたしてございません。

次の13ページでございますが、こちらは地方債の補正でございますが、追加といたしましてみちのく杜の湖畔公園部分について新たに加えるもの。

14ページにつきましては、落合三ヶ内の名古屋ため池の工事費の負担につきまして確定いたしましたので180万円の減額の内容となっております。

それでは、事項別明細書により歳入の方のご説明を申し上げます。

事項別明細書の3ページになります。

町民税の補正につきましては、法人の予定納税等々によりまして1億4,000万円の増額補正をいたしておりますが、歳出におきましてはこの部分について還付金の財源としているところでございます。

特別土地保有税につきましては、終了等によりまして減額。

それから、使用料につきましては、おのおの収入見込額により補正措置をいたしてございます。

4ページの手数料でございますが、こちらはおのおの精算での減額補正となっております。

次の国庫負担金につきましては、国保の保健基盤安定関係での数値額による補正を行っております。

次の2項国庫補助金につきましてはの最初の総務費部分の定額給付金、地域活性化につきましては、おのおの定額給付金支給に要します事業部分と事務費の部分の全額の補助金。4節の臨時交付金につきましては、積算額の9,602万1,000円の補助金計上

でございます。

それから、2目の民生費国庫補助金のうちの1の障害者福祉費補助金につきましては、通知額による補正。5節の子育て応援につきましては、事業費と事務費分を含んで全額補助金の財源計上でございます。4目、5目、消防費、教育費の国庫補助金につきましては、おのおの精算見込みにより補正計上いたしております。

5ページになります。

民生費県負担金につきましては、国負担金と同様国保の保健基盤安定に伴います通知額により補正計上でございます。

それから、2項県補助金につきましては、おのおの精算見込み額、それから通知額により補正計上いたしております。

下段の県支出金の委託金につきましては、精算見込額により計上し、6ページの衛生費委託金の公害防止条例施行費につきましては、県からの権限移譲事務の方に移行しましたことによりまして減額といたしてございます。

17款2項の財産売却収入でございますが、リサーチ関連の旧山下大沢線の残地等の売却収入でございます。

寄附金につきましては、宮中販からの寄附金の計上でございます。

19款1項特別会計繰入金につきましては、荒井の公民館新築によりまして合併処理浄化槽を設置する内容としてありましたけれども、従来よりあったものにつきましては、合併処理浄化槽として別途積算されているという形で、当初の段階でその合併処理浄化槽の費用部分について除外して申請をしたという形が判明しましたことによりまして、そちらの部分について追加をいたしまして、繰り入れをいただくものでございます。

2項の基金繰入金につきましては、全体の財源調整といたしまして、財政調整基金を9,500万円繰り戻す措置といたしてしております。当初2億2,000万円措置をいたしておりましたので、今回の減額で1億2,500万円の繰り入れという内容になります。

7ページの繰越金でございますが、こちらは19年度からの繰越金でございますが、残額部分の措置を行いました。

21款3項貸付金元利収入につきましては、吉岡南第2土地区画整理組合への無利子の資金融資を行っておりましたが、うち1億円については事業期間延長に伴います延期の措置をいたしましたので、減額といたしました。5項雑入の1目納付金でございますが、給食費納付金につきましては、給食回数の減によりまして減額措置でございます。



す。

それから、2目場外車券売場交付金につきましては、車券の売り上げ見込みからの調整を行っております。雑入につきましては、おのおの精算見込みでございますが、3段目の地域振興事業助成金につきましては、こちらは自治振興協会を取り扱っておりますオータムジャンボの宝くじの売上金の配分でございます。その二つ下の町道整備事業費の減額 259万 9,000円につきましては、トヨタ自動車東北の用地取得に関連しまして、中になります町道の撤去工事につきまして工事請負清算を行うものでございます。

22款の町債につきましては、前段でご説明したとおり名古屋ため池とみちのく杜の湖畔公園に係る分でございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長 (千坂正志君)

次に、事項別明細書の8ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

1款1項1目の3節、4節は人件費の調整でございます。9節、19節につきましては、議員の費用弁償及び政務調査費等の精算見込みによる減額補正でございます。

次に、2款1項1目一般管理費の1節につきましては、区長及び特別報酬等審議会の委員の報酬の確定見込みによる補正計上でございます。2節、3節、4節につきましては、精算見込みによる各科目間の人件費の調整でございます。

以下、各科目の人件費の補正につきましては、説明を省略をさせていただきますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

次に、9ページをお開きをいただきたいと思います。

9節につきましては、委員の費用弁償、職員の研修旅費等の確定見込みによる減額補正でございます。12節につきましては、職員採用の統一試験実施のための試験手数料でございます。13節につきましては、職員の健康診断委託料の精算見込みによる補正計上でございます。19節につきましては、黒川行政事務組合の管理運営費負担金の確定見込みによる補正計上でございます。

次に、2目文書広報費の8節につきましては、広報モニター等の謝礼に係る精算見

込みによる減額補正でございます。11節につきましては、広報印刷費及び町例規集加除等の印刷製本費の精算見込みによる減額補正。12節につきましては、郵便後納料金の補正計上でございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長千坂賢一君。

財政課長 (千坂賢一君)

それでは、5目の財産管理費になりますが、右側のところの吉岡コミュニティセンターの管理費から高速バス利用駐車場整備事業費までになってございますが、あわせてご説明を申し上げます。

11節の需用費につきましては、施設の燃料費、光熱水費の単価アップ等に伴います調整を行うもの。13節委託料につきましては、清算を行うものでございます。

15節の工事請負費でございますが、恐れ入ります、別冊で議案第6号関係説明資料というものをお配りをさせていただいております。

そちらの1ページにつきましては、定額給付金、子育て応援特別給付金、それから臨時交付金事業の内容について記載をいたしまして、歳出の補正総額、歳入の内訳というふうに記載をいたしておりますが、次の2ページをお開きいただきます。

こちらが、地域活性化生活対策臨時交付金の対象予定事業一覧表ということで整理をさせていただきました。こちらにつきましては、積算額 9,602万 1,000円を交付するので、事業を計画し、申請をと内容になってございまして、大和町ではこちら2ページに記載した内容を予定をいたしております。

そちらの中の2段目でございますけれども、高速バス利用駐車場整備に 2,000万円というふうにいたしておりますが、こちらは現在の東北自動車道路につきまして高速バスが運航されております。仙台市内へ乗り込むバスが、片道、現状で 100便ぐらい一日走っておりますので、大和インター近くにバス停の設備があるわけでございますが、現在は閉鎖されて利用できない状況になってございます。

それで、サテライト大和の駐車スペースが 1,200台ほど予定して整備されておりますが、入場者等の関係から一部空いている部分がありますので、そちらに駐車場設備を設置をして、そちらに車を置いていただいて、バス停留所を利用できるようにできないだろうかということで、今回計上したものでございます。

具体的な内容についてはまだ詳細積算をいたしてございませんが、サテライトの方に空いているスペースの駐車場をお借りして、そちらに自動の出入り、進入機械設備を設置し、それから、ネクスコと今は言うんですが、旧公団の方にバスストップの施設を開放できるように交渉し、開放できるような形にしていきたいと。

ただ、上りの分、仙台に朝——多分仙台に行く人が多いんだらうと思いますが、上りの部分については東側ですので、駐車場側からすぐ上れますが、帰りの部分については西側になります。そうすると夜になった場合、帰りの際、照明設備等がないので、そういった部分も含めた形で検討しなければならないかなと思っておりますが、そちらに要する経費として、現時点ではちょっと詳細ではないんですが、2,000万円の工事請負費の計上を行っております。

23節の償還金利子及び割引料につきましては、区画整理組合との関連で、償還があった場合、土地基金へ償還する予定といたしておりましたものを繰り延べしましたので、減額補正とさせていただいたものでございます。以上でございます。

議長 長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長 (千坂正志君)

次に、10ページの6目でございます。

6目企画費の1節、8節、9節につきましては、総合計画審議会委員及び策定懇談会委員の報酬等の精算見込みによる減額補正でございます。15節につきましては、八志田堰水路改修工事に伴います共同受信施設移設工事の確定見込みによる減額補正計上でございます。19節につきましては、まちづくり活動推進会助成事業の確定による減額補正でございます。

次、7目。電子計算費の14節につきましては、総合行政情報システムL GWANでございますが、これらの機械借上料の確定見込みによる減額補正でございます。

9目交通対策費の1節、8節、9節、12節につきましては、交通安全指導員に係ります報酬、費用弁償、保険料等の精算見込みによる減額補正でございます。

10目無線放送施設管理費の11節につきましては、個別受信機アンテナ等の修繕に要する補正計上でございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長 (高橋 完君)

11目女性行政推進事業費の14節につきましては、車借上料の精算見込みによります減額補正でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長千坂賢一君。

財政課長 (千坂賢一君)

13目諸費でございますが、財産区地域振興費から表彰費までになってございますが、一括してご説明を申し上げます。

次のページをお願いします。

1節報酬から19節負担金の県山岳遭難防止対策協議会大和支部への負担金までにつきましては、執行に伴います整理と防犯灯関係の電気料の調整を行うものでございます。

19節の補助金、荒井公民館建設費につきましては、収入でも申し上げましたが、荒井の公民館の合併処理浄化槽を設置する部分についての補助を追加するものでございます。

議 長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長 (千坂正志君)

続きまして、14目でございます。特定防衛施設周辺整備調整交付金事業費でございます。この中の18節につきましては、新規事業として事業が5項目の備品購入事業を実施するための補正予算の計上でございます。この備品購入事業の概要等につきましては、先ほど財政課長が説明したときの資料、第6号議案の一番最後のページの3ページをごらんをいただきたいと思います。

この一覧表の、これはS A C Oの関連の交付金の事業でございますが、No.1からNo.

6までの交通施設整備事業。現在この事業については実施をいたしておるところでございますが、この工事関係の事業費の確定及び今精算を行っている部分もでございますが、精算見込みによる部分を新規事業で調整を行うものでございます。これにつきましては、下の太枠でなっておりますNo.7の部分、一里塚公園ほか3遊具購入事業、これについてはもみじヶ丘2号公園、杉ヶ崎公園、くるま公園、一里塚公園に遊具を設置しようとするものでございます。

8番が、大和町交通安全広報車購入事業でございます。これにつきましては、ハイブリッド車2台を購入することといたしまして予算化をしてございます。

9番が、教育文化施設の中の学校給食センター保温食缶購入事業でございます。これにつきましては、給食用の米飯用保温缶を各小中学校に整備をいたすものでございます。

それから、10番目が、大和中学校教育用パソコン購入整備事業。これは大和中学校の増築校舎分の9教室にパソコンを整備をいたすものでございます。

そして、11番が、吉田教育ふれあいセンターほかにも有効に事業ということで吉田、落合、鶴巣教育ふれあいセンターの3カ所に児童の遊具を整備しようとするものでございます。

以上が今回交付金運営特定防衛の整備事業の部分でございますが、これの内訳といたしまして平成20年度交付分として9条交付金が7,873万円。それから、SACO交付金が5,400万円と。計で1億3,273万円の交付金に対しまして、今回、全体事業費が1億4,658万2,503円となっております。この部分につきましては、今回、特定防衛施設周辺整備交付金事業ということで新規に備品購入をいたすことにしてございます。

次に、事項別に戻っていただきまして、15節定額給付金事業でございます。

この事業でございますが、施策の目的ということで国の方から景気後退化での住民の不安に対処するため、住民の生活支援を行うとともに、あわせて住民に広く給付することにより地域の経済対策に資することを目的とするということで今回補正をお願いする部分でございます。

これについては、事項別明細書の部分で、3節につきましては、給付事務に係ります時間外手当の補正計上。7節につきましては、申請書整理等の事務に要する賃金の補正計上でございます。それから、12節につきましては、申請と通知書等の発送及び返信にかかわる通信費、さらには銀行送金用の手数料の振込手数料等々の補正計

上でございます。13節につきましては、電算処理システム改修及び口座番号データ入力業務等の委託料の補正計上でございます。19節につきましては、平成21年2月1日現在の対象者2万4,962人に給付する定額給付金の補正計上となっております。

以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

税務課長佐藤成信君。

税務課長 (佐藤成信君)

それでは、事項別明細書の12ページをお願いいたします。

2款2項2目賦課徴収費でございます。第8節報償費につきましては、納税貯蓄組合完納報奨金精算見込みによります減額の計上でございます。ちなみに昨年は1,298万8,000円でしたが、本年度は1,161万3,000円、137万5,000円の減を見込んでございます。

続きまして、13節委託料でございます。これにつきましては2件ございまして、1件目でございますが、平成20年度の改正によりまして償却資産の方の機械及び装置を中心といたしまして法定の耐用年数の見直しが行われましたが、これに対応するためのシステムの変更代、これが15万円。それから、2件目といたしまして、平成21年度は評価がえがありますけれども、土地の評価がえ基準対応に伴うシステム変更料31万5,000円でございます。

続きまして、23節の償還金利子及び割引料につきましては、町長のあいさつにもありましたが、法人の予定納税に対する還付金といたしまして1億4,000万円の計上でございます。

法人町民税につきましては、若干説明をさせていただきますけれども、対象といたしましては、町内に事務所や事業所を有する法人が対象でございまして、均等割と法人税割を収めるものでございます。それで、均等割につきましては、資本金及び従業員の数によりまして大和町の場合ですと5万円から300万円ということで9段階ございます。それから、法人税割につきましては、国税の法人税額の12.3%ということでございます。

議員の皆様ご承知かと思っておりますけれども、法人の場合ですと、例えばですね、3月の決算……、ああ、済みません、ちょっと言い忘れましたが、それで町に対する申告

の場合ですと事業終了から2カ月以内の申告ということになってございます。それで、法人の場合ですと通常3月決算が多いわけでございますけれども、3月の本決算と、それから中間にですね、9月でございますと中間決算という制度がございます。それで、通常3月決算が多いんですけども、9月の中間決算、これにつきましては2カ月以内ということでございますので、11月に申告納税されますけれども、その際ですね、均等割の2分の1と法人税割の2分の1、これをあらかじめ予定納税として納めていただいております。

それで、平成19年度の法人税額の決算でございますけれども、平成19年度は4億1,900万円ということで、大和町の中で最高額の法人税額の納付となったわけでございますけれども、1月末現在で4億4,000万円ほどございまして、これは昨年を上回るペースでの納入額となっておりますが、議員の皆様ご承知のように、昨日10月から12月期のGDPということで、年率換算で12.7%の減ということで発表されましたが、1月から3月期につきましては、これ以上にですね、なお厳しい経済情勢が続くのではないかとということが予想されてございます。

そういった意味におきまして、3月決算期ですね、これは5月に申告納付がされるわけでございますが、これら11月に納付されました約1億5,000万円ぐらいあるわけでございますが、この分がですね、もし決算が企業の方で11月に申告した予定どおりの税額がですね、決算状況が出ない場合には、この1億5,000何百万というのを還付しなければならない状態になるわけなんでございますが、平成21年度の6月議会におきまして1億4,000万円の予算措置というのはちょっと無理でございます。

それから、本額のほかに加算金というのも大分ついてまいりますので、申告された際にですね、速やかに還付の手続をしたいということで今回1億4,000万円の予算計上をお願いしたものでございます。

どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 (瀬戸啓一君)

続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。

9節の旅費につきましては、戸籍事務研修旅費の精算見込みによる減額でございま

す。14節使用料及び賃借料につきましては、住民基本台帳ネット用の機械借上料の精算に伴う減額でございます。以上であります。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長 （千坂正志君）

次に、2款6項1目監査委員費でございます。

1節、9節につきましては、委員の報酬及び費用弁償の精算見込みによる補正計上でございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長浅野雅勝君。

保健福祉課長 （浅野雅勝君）

13ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費の19節でございますけれども、社会福祉協議会に対します補助で、専門員の人件費の調整及び町派遣職員の共済費、勤勉通勤手当で相当分の今回の措置でございます。

25節につきましては、歳入でもありましたが、宮城中古自動車販売商工組合からの寄附を積み立てるものでございます。

それから、28節につきましては、国保特別会計への繰り出しでございまして、町負担分を計上したものでございます。

2目老人福祉費の8節でございますけれども、これにつきましては敬老者の方への記念品などの精算によるもの。

それから、20節につきましては、敬老祝金の精算による減額でございます。

それから、23節につきましては、低所得利用者負担軽減事業に係ります平成19年度精算による償還金でございます。

それから、28節でございますけれども、介護保険特別会計への繰り出しでございますけれども、介護給付費の増が見込まれるための法定分、12.5%分での繰り出しでござい



ざいます。

それから、4目障害者福祉費の13節でございますけれども、これにつきましては、障害者福祉計画策定業務に係るもので積算見込みによる減額でございます。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 (瀬戸啓一君)

続きまして、6目後期高齢者福祉総務費でございます。

18節につきましては、12月補正でお願いしました後期高齢者専門のパソコン1台購入の執行残を減額お願いするものでございます。

28節につきましては、後期高齢者医療特別会計の決算見込みによる減額補正でございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

教育総務課長瀬戸善春君。

教育総務課長 (瀬戸善春君)

14ページであります、2項1目児童福祉総務費でございます。

1節の報酬から11節の需用費でございますが、青少年問題協議会の開催経費につきまして計上しておるものでありましたが、青少年の健全育成を目的として設立されました健やかな子供をはぐくむ大和町町民会議と開催の共催をいたしましたことから、必要経費として計上したものを減額するものであります。13節の委託料につきましては、次世代育成支援行動計画策定業務委託の執行残によるものであります。

20節の扶助費であります、心身障害者医療費の精算見込みにより減額計上いたしましたものであります。以上であります。

議 長 (大須賀 啓君)

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長（瀬戸啓一君）

続きまして、2目児童措置費でございます。

児童措置費につきましては、町長のあいさつにもありましたとおり、子育て応援特別手当給付事業に要する経費でございます。

3節につきましては、職員の時間外手当でございます。

7節につきましては、事務補助賃金2カ月分を予定しております。

11節につきましては、消耗品等でございます。

12節につきましては、切手、通信運搬費、銀行振込手数料等の予算でございます。

13節の委託料につきましては、当該業務を業者に委託するための委託料でございます。委託部分としましては通知、封筒等の印刷、発送等の業務でございます。

19節につきましては、給付金でございます。上限で390人の子供さんを見込んでおります。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長浅野雅勝君。

保健福祉課長（浅野雅勝君）

4目の保育所費でございます。

そのうちの7節でございますけれども、この7節につきましては、臨時保育士の賃金の精算見込みによるものでございますけれども、大きな減額となっておりますのは、大和町保育所での障害児特別加配、3人分ですね、二重計上がございました。また、ゼロ歳児対策として計上していた保育士が不要になったことによるもの。また、もみじヶ丘保育所の中でも、この障害児特別加配1人分でございますけれども、この二重計上があったことにより今回の減額となったものでございます。

それから13節につきましては、保育士派遣費用の精算見込みによる減額でございます。

それからあとは15ページになりますけれども、19節でございます。これにつきましては、認可外保育施設を利用する3歳児への助成でございます。この児童の確定により今回減額をするものでございます。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

教育総務課長瀬戸善春君。

教育総務課長 (瀬戸善春君)

5目の児童館費でございます。

15節の工事請負費でございますが、コミュニティ広場整備事業といたしまして、旧吉田、大平、報恩寺の3児童館につきましては、平成19年度から閉館をいたしておりますが、施設の管理上解体することといたしまして、その経費につきまして計上いたしましたものであります。なお、解体につきましては、各地区の区長会と協議をいたし、理解をいただいているものであります。

もみじヶ丘児童館外壁修繕事業であります。これにつきましては建築後12年が経過いたしております。外壁材の塗装の剥離、コンクリートクラック等の発生と経年劣化による損傷が生じていることから、外壁の塗装、注入剤によるクラック補修等の修繕経費について、それぞれ計上いたしましたものであります。

なお、これらの事業につきましては、7月31日までの繰り越しをお願いするものでございます。

19節負担金補助及び交付金であります。児童厚生員の研修経費についての精算見込みによるものでございます。以上であります。

議 長 (大須賀 啓君)

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長 (高橋 完君)

4款1項1目保健衛生総務費でございますが、19節負担金につきましては、黒川行政事務組合への火葬場運営経費負担金精算見込みによります減額補正でございます。

28節につきましては、戸別合併処理浄化槽特別会計の事業確定により精算をいたし、減額補正するものでございます。

議 長 (大須賀 啓君)

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 （瀬戸啓一君）

続きまして、2目予防費でございます。

老人保健医療に要します役務費、委託料、それぞれ精算見込みによる減額でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長 （高橋 完君）

3目環境衛生費につきましては、環境計画推進、公害対策、狂犬病予防事業のそれぞれの事業の精算見込みによります減額補正でございます。

1節、9節につきましては、環境審議会の精算見込みによる減額。

13節委託料につきましては、エコファクトリー水質検査委託の精算見込みによるもの。狂犬病予防集合注射業務委託につきましては、実績によります減額補正でございます。

続きまして、4款2項1目廃棄物処理費でございます。

8節報償費につきましては、資源回収団体への奨励金の精算見込みによります減額補正でございます。

13節委託料につきましては、一般廃棄物収集運搬業務、山田埋立場の水質調査及びダイオキシン類検査、湧出ガス調査業務及び埋立地の除草業務の入札執行精算見込みによりますそれぞれの減額補正でございます。

19節につきましては、し尿処理、ごみ処理及び最終処分場運営経費の黒川地域行政事務組合への負担金精算見込みによります減額補正でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課参事櫻井憲一君。

産業振興課参事 （櫻井憲一君）

続きまして、5款農林水産業費1項農業費についてご説明申し上げます。

1目の農業委員会費でございますが、農業委員会総務費のうちの9節の旅費14節の使用料等につきましては、委員研修等の執行残。

それから、19節につきましては、集落営農支援準備費のうちの補助金につきまして、補助実績見込み等により減額をするものでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長 （高橋 完君）

2目農業総務費につきましては、宮床基幹集落センター吉田及び落合ふるさとセンター、町民研修センターの施設管理につきまして、11節につきましては燃料、光熱水費の精算見込みによります補正でございます。

13節委託料につきましては、窓口業務、施設管理等委託の精算見込みによる減額。

それから、15節の工事請負費につきましては、落合ふるさとセンター床改修工事執行残の精算見込みによる減額補正でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

午前中で説明までと思ったんですがね、大分残っておりますので、ここで休憩したいと思いますが、よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、再開は午後1時といたします。

午前11時58分 休 憩

午後12時58分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

少し早いのですが、再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

産業振興課参事櫻井憲一君。

産業振興課参事 （櫻井憲一君）

それでは、ご説明申し上げます。

事項別明細書の17ページをお開きいただきたいと思います。

3目の農業振興費につきましてでございます。

農業振興総務及び経営改善支援活動費のうちの認定農業者研修に係ります9節旅費及び農業経営基盤強化資金の利子補給費の額の確定に伴いまして、19節補助金の不用額を減額するものです。それから、中山間地域等直接支払交付金事業費では、9節の旅費と11節の需用費の予算の組みかえを行うものでございます。

4目畜産業費でございますが、これにつきましては19節の負担金につきましては、額の確定による不用額及び補助金でございますが、これでは簡易放牧促進事業の実績見込みによります不用額をそれぞれ減額するものでございます。

5目農地費でございます。

農地費につきましては、農地総務費及び県営土地改良推進費の中で、9節旅費及び13節委託料、19節負担金につきまして、ため池等の整備事業費の確定見込みに伴いまして不用額の減額でございます。

それから、基盤整備促進事業ですが、砂金沢農道事業費がありますが、これにつきましても9節の旅費と11節需用費の予算の組みかえを行うものです。ほか28節繰出金につきましては、事業確定及び財源振替によります減額補正でございます。

次に、6目水田農業構造改革対策費でございますが、主な内容としましては、転作推進に係ります諸経費の精算でございます。

7節の賃金は転作確認等作業人夫賃、8節につきましては、転作視察研修等の旅費、14節使用料等につきましては地区説明会等会場借上料及び水田台帳システムリース料の一部を地域水田協よりの支出に振りかえたものでございまして、機械借上料、また視察研修の際のバス借上料につきましてそれぞれ減額を行うものでございます。

19節の補助金につきましては水田営農条件整備事業で、大豆用の乾燥機等導入計画の変更によります補助金の減額及び集落団地化促進事業外水田農業構造改革推進諸事業の確定見込みによります減額でございます。

続きまして、第5款農林水産業費の2項林業費でございます。

1目の林業振興費でございますが、森林整備及び森林病虫害等防除事業費、松くい虫伐採駆除でございますが、委託業務費の確定によりまして不用額を減額するものでございます。

それから、第6款でございます。

1項商工費でございますが、2目商工振興費につきましては商業振興、工業振興、企業誘致に係ります予算の中、1節の報酬及び9節の旅費につきましては農村地域工

業等導入促進審議会開催に係る経費の減額。11節需用費及び13節の委託料につきましては、企業誘致費の中で「秋の味覚とモデルハウス宿泊体験」のイベントを企画したところでしたが、相手先の諸事情等もありまして開催ができなかったものでございまして、係る予算の減額をするものでございます。

19節負担金及び補助金並びに22節補償金につきましては、町の中小企業振興資金等融資事業に係ります補償料及び利子補給金、損失補償料等につきまして融資実績見込みによりまして減額を行うものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。観光費でございます。

観光費につきましては、観光振興及び観光施設管理費の中で、7節賃金につきましては、キャンプ場、遊歩道、登山道他施設の下刈り等整備作業につきましの減額。

13節委託料は、南川ダム湖畔公園ほか11施設の管理委託料の契約によります残が認められますので、その減額でございます。

12節の役務費及び14節使用料及び賃借料につきましては、東京巢鴨ほか首都圏の物産交流を行っておりますが、車の借上料、手数料等精算実績による不用額の減額であります。

それから、15節の工事請負費につきましては、かねてより要望のあります南川ダム湖畔ふれあいの里のトイレにつきまして、今回の、先ほどご説明がありましたけれども、説明資料第6号関係がございます、財政課長からもご説明がありましたが、これの地域活性化生活対策臨時交付金事業で取り組むものでございまして、産業振興課3番となります。ふれあいの里トイレ改修。スペースの確保と冬季開放を可にということでトイレの改装といいますが、便器を和式から洋式へ。それから、ドアの改修、フロアの改修を行うものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 (大須賀 啓君)

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 (高橋 久君)

続きまして、土木費についてご説明をさせていただきます。

1項1目土木総務費の3節時間外勤務手当でございますけれども、これにつきましてはSACO関連事業等におきまして本年度後半に早急に事業推進を図るというよう

なことから、時間外での勤務体制も取りながら事務処理を行ってきているところがございます。不足が見込まれますので所要の補正をお願いしたいと思っております。

19節負担金につきましては、各協会等の負担金額の確定によるものでございます。

続きまして20ページの2項1目道路維持費でございます。

11節需用費につきましては、街路灯の電気料値上げによるものでございます。

13節委託料につきましては、除雪費におきまして今後不足が見込まれる分として増額補正をお願いいたすものでございます。

15節工事請負費につきましては、地域活性化生活対策臨時交付金事業として、大崎三ノ関線舗装修繕工事外6路線の舗装修繕、側溝修繕、橋梁高欄塗装、これらに要する経費として4,334万2,000円を措置いたすものでございます。

これにつきましては、別冊の地域活性化・生活対策臨時交付金対象予定事業一覧表の方をごらんいただきたいと思っております。これの2ページの都市建設課分でございます。

ここに、大崎三ノ関線舗装修繕でございます。オーバーレイ1,800平米。約300メートルほど実施したいと考えております。続きまして、新田線の舗装修繕でございますが、これも1,050平米、約150メートルほどになるというふうに思っております。続きまして、権現堂海老沢線の側溝修繕でございます。これは、吉岡小学校裏の路線でございます。続きまして、関下線側溝修繕、吉田の麓でございます。それから、長丁線側溝修繕。これが217メートルほどを予定したいと。それから、台ヶ森線の側溝修繕、300メートルほどを予定したいということです。それから、七ツ森大橋高欄塗装でございます。これの塗装替えを予定したいというものでございます。

続きまして、また20ページに戻っていただきまして、2目の道路新設改良費でございますけれども、4節、7節につきましては臨時職員の勤務日数減による減額でございます。

11節需用費につきましては、国交省補助事業の事務費調整によるものでございます。

13節委託料につきましては、三ヶ内大角線の地籍図訂正測量、それから図面作成等に要するものでございます。

15節工事請負費の国交省補助事業分につきましては、委託料として道路台帳作成あるいは土質調査等がございましたけれども、これの執行残分。これを町道山下大沢線の改良工事に回して事業調整を行おうとするものでございます。防衛省補助事業分に



つきましては、工事請負費の確定見込みにより減額をいたすものでございます。

17節の土地購入費につきましても、確定見込みにより減額をいたすものでございます。

22節補償費でございます。

補償金でございますけれども、防衛省補助事業におきまして東車堰線の補償金で798万8,000円の増額。それから、単独分としまして東車堰線、それから山ノ神禅興寺線の水道管移設補償費として347万8,000円の増額補正をお願いいたすものでございます。

続きまして、4項1目の都市計画総務費でございますけれども、11節需用費につきましては、地区計画変更に係る図面作成の費用でございますけれども、これにつきましてはございませんでしたので、その分減額をいたすものでございます。

13節委託料につきましては、都市計画マスタープラン策定業務委託料の前払い金の額の確定に伴いまして減額をいたすものでございます。

19節の負担金につきましては、各協議会等の負担金額の確定により減額をいたすものでございます。

次、21ページをお開きをいただきたいと思えます。

25節の積立金につきましては、吉岡南第2土地区画整理組合への貸付金返還の延期に伴いまして、この分減額をいたすものでございます。

2目の土地区画整理費でございますけれども、9節旅費、19節の負担金につきましては、精算見込みにより減額をいたすものでございます。

3目の下水道費でございますけれども、28節繰出金につきましては事業確定により財源の振りかえをいたすものでございます。

4目公園費でございますけれども、11節需用費につきましては、公園の街灯の電気料値上げによるものでございます。

19節負担金につきましては、額の確定により減額をいたすものでございます。

次、5項1目の住宅管理費でございますけれども、11節需用費につきましては、明け渡し住宅の修繕及び木造住宅の雨漏れ修繕等に要するものでございます。

13節委託料及び15節工事請負費につきましては、事業精算見込みにより減額をいたすものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長 (千坂正志君)

次に、21ページの消防費でございます。

8款1項1日常備消防費の19節につきましては、黒川地域行政事務組合に対する負担金の確定見込みによる減額補正でございます。

次に、22ページの2目非常備消防費の1節、8節につきましては、団員活動の報酬等の精算見込みによる減額補正でございます。

次に、3目消防施設費の12節につきましては、廃棄物のリサイクル手数料及び自動車損害賠償保険料の補正計上でございます。

18節につきましては、地域活性化生活対策臨時交付金事業によります小型動力ポンプ付積載車、軽四輪車を購入し、地域防災消防活動に当たり消防防災等の対策に当たるものでございまして、今回2台を購入いたすものでございます。なお、配備につきましては、第4分団・鶴巣分団、第5分団・落合分団を予定をいたしているところでございます。

19節につきましては、負担金の精算見込みによる減額補正計上でございます。

次に、4目の水防費でございます。

8節につきましては、水防協議会報償費等の精算見込みによる減額補正でございます。

次に、5目災害対策費の1節、9節につきましては、防災会議の報酬及び費用弁償等の精算見込みによる減額補正。

13節につきましては、木造戸建住宅耐震診断士派遣事業の精算見込みによる減額補正でございます。

19節につきましては、木造住宅耐震改修工事助成事業及び各種負担金の確定による減額補正でございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

教育総務課長瀬戸善春君。

教育総務課長 （瀬戸善春君）

それでは、23ページであります、9款教育費1項1目事務局費でございます。

11節の需用費につきましては、コピー代等の追加経費についての計上でございます。

19節負担金補助及び交付金で、負担金につきましては2団体における精算による減額計上であります。補助金であります、幼稚園就園奨励費におきまして、7名の転入による、対象者の増による増額計上をいたすものであります。

28節の繰出金につきましては、奨学事業特別会計における精算見込みにより減額の計上であります。

2項1目学校管理費であります。

7節の賃金につきましてはプール監視員の精算見込みによるものであります。

13節の委託料であります、児童の定期健康診断、陸上記録会、長距離走出場選手の健康診断、寄生虫検査、教職員の循環器・胃ガン等の健康診断の精算見込みによるものであります。さらに、学校業務員の業務委託の精算によりそれぞれ減額計上いたすものであります。

14節につきましては、学校間交流事業等における車借上料の精算見込みによる減額の計上でございます。

19節負担金につきましては、日本スポーツ振興センター災害共済掛金の精算によるものであります。

2目の教育振興費7節賃金であります、吉岡小学校に在籍している韓国人児童に対し、日本語指導を韓国人の日本語指導助手が指導に当たっておりましたが、途中帰国により補充に至らなかったことから減額するものであります。

8節の報償費であります、学校間交流事業講師謝金の執行精算によるものであります。

14節借上料につきましては、「たいわっ子」芸術文化事業による各小学校からまほろばホールまでの児童輸送の執行精算によるものであります。

3目の施設整備費15節であります、吉岡小学校体育館屋根被覆工事でありまして、経年劣化による雨漏れ等が生じておりますことから、工期、費用などを検討し、屋根全体を被覆するカバールーフ工法により施工しようとするものであります。なお、事業につきましては、地域活性化臨時交付金を充当するものでありまして、9月30日までの繰り越しをお願いするものであります。

次に、3項の中学校費であります。

1目の学校管理費であります。13節の委託料につきましては小学校費同様教職員・生徒の健康診断及び学校業務員の業務委託の精算によりそれぞれ減額計上いたすものであります。

14節の借上料につきましては、大和中学校におけるスクールバス運行におきまして、年間運行日数 250日で契約をいたしておりますが、部活動等による運行日数の増加により追加補正計上するものであります。19節負担金につきましては日本スポーツ振興センター災害共済掛金の精算により減額計上いたすものであります。補助金におきましては、宮床中学校2名における東北全国アイスホッケー大会の参加経費に対する補助金の計上でございます。

2目の教育振興費であります。9節の旅費につきましては、自治体国際化協会派遣外国語指導助手の招致旅費の精算見込みによるものであります。

14節の使用料及び賃借料につきましては、外国語指導助手のタクシー借上げ及びアパート借上げの精算並びに「たいわっ子」芸術文化鑑賞事業に係る生徒輸送の車借上げの精算見込みによる減額計上であります。

19節につきましては、自治体国際化協会負担金の精算によるものであります。

3目の施設整備費であります。11節につきましては宮床中学校体育館の雨どいの修繕並びに浄化槽排水管の修繕に係る経費について計上いたしましたものでございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

生涯学習課長横田隆雄君。

生涯学習課長 (横田隆雄君)

25ページをお願いいたします。4項社会教育費でございます。

1目社会教育総務費につきましては、8節と11節が放課後子供教室の事業完了見込みによります事業費の調整を行ったものでございます。年間 150日の実施となっております。

9節、12節、14節につきましては、原阿佐緒賞の事業実績によります精算減額でございます。

19節につきましては、黒川地域行政事務組合で視聴覚関係の事業の確定によるものでございます。

2目公民館費につきましては、各種講座、教室等の事業精算見込みによりますもので、講師謝礼のほかの減額分でございます。

26ページの19節県民文化祭の負担でございますが、これも確定による減額でございます。合唱の部の発表、その出場とですね、生活文化展の作品の出展をしております。合唱につきましては全国大会に出場しまして最優秀賞、第1位に輝いております。

3目の文化財保護費につきましては、町道馬場後石高線の工事によります小野A遺跡の発掘調査を予定してございましたが、用地交渉等に時間を要することになりました。本年度につきましては確認調査のみといたしまして、発掘調査費用の分を減額とするものでございます。

19節の補助金につきましては、蒜袋神楽保存会の活動が低調ということで、補助を辞退しているものでございます。

4目のまほろばホール管理費についてでございますが、1節から18節まで事業の確定による減額分でございますが、このうち13節の委託料につきましては電気機械設備の操作業務と清掃業務それぞれ計上でしたが、これ、あわせて総合管理業務として入札をいたしまして、落札率 82.91%ということで特に減額がなったものでございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

教育総務課長瀬戸善春君。

教育総務課長 (瀬戸善春君)

次、5目の教育ふれあいセンター管理費であります。13節の委託料につきましては、施設業務員委託に係る執行残による減額計上であります。

議 長 (大須賀 啓君)

生涯学習課長横田隆雄君。

生涯学習課長 (横田隆雄君)

27ページをお願いいたします。

4目の総合運動公園管理費につきましては、軽自動車、バンタイプでございます

が、これの修繕料でございます。購入年が平成8年5月でございますので、12年以上経過しておりまして、部品等老朽化により故障が生じたものでございます。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

教育総務課長瀬戸善春君。

教育総務課長 (瀬戸善春君)

7目の学校給食センター費であります。1節、9節につきましては学校給食運営審議会の開催による精算見込みにより減額のものであります。

11節の需用費は、消耗品費につきましては主に補充分食器に係る精算見込みによるもの。燃料費につきましてはA重油燃料費の追加計上をお願いしたいものであります。光熱水費、賄い材料費につきましては、それぞれ精算見込みにより減額いたすものでございます。

12節の役務費、通信運搬費につきましては、電話料の精算見込みによるものであります。手数料につきましては、排水検査料、食品検査料、検便手数料等の精算見込みによるものでございます。自動車損害保険料につきましては、公用車の精算によるものであります。

13節の委託料であります。主なものとしたしましての内容であります。自家用電気工作物点検、受水槽清掃、地下油タンク、ボイラー、それから空調機器等の設備点検委託に係る精算見込みによる減額でございます。

14節につきましては、給食管理栄養管理システム機器等の借上げの精算見込みによる減額であります。

19節につきましては、県学校給食共同調理場施設連絡協議会ほか2負担金についての精算見込みによる減額でございます。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。8番堀籠日出子さん。

8番 (堀籠日出子君)

ふれあいの里のトイレ改修事業についてお尋ねいたします。

これ、トイレ改修ということなんですが、これは今まであそこのトイレというのは1個ですごく狭かったんでよね。それで、利用者からは狭くて大変だというのすごくい苦情が多くあったわけなんですけれども、今回このトイレ改修ということで、スペースの確保、それから和式を洋式にするということなんですが、スペースはどのぐらい広くとるんでしょうか。そして、和式から洋式にするということは、これ、1個だけなんですか。お願いいたします。

議長 長 (大須賀 啓君)

産業振興課参事櫻井憲一君。

産業振興課参事 (櫻井憲一君)

トイレの改修でございますけれども、スペース的にはですね、既存のままのスペースなんですけれども、ドアの開閉を今まで内……、押し出し式といいますか、これを外につけかえをしまして、何とか確保を図りたいということでございます。それから、洋式への転換は、和式が三つございますけれども、3カ所を洋式にするということでございます。

議長 長 (大須賀 啓君)

8番堀籠日出子さん。

8番 (堀籠日出子君)

3カ所って、あそこにトイレ3カ所ありましたか。(「ああ、済みません。3基です」の声あり) 3基……、(「ええ、3基です」の声あり)

ちょっと……、それでは私、場所を勘違いしているのかしら。ふれあいの里って、あのバンガローがあるところの下のトイレじゃないんですか。あそこですか。あの売店があるところの前ですよ。(「上です」の声あり) ああ、ずっと上の方なんですか。(「上にもあるんだ」の声あり) では、上のことを言っているんですか。(「はい」の声あり) ああ、はい。

では、引き続き。それでは、下にトイレがあるんですよ、そこにね。休憩所があるところの前にトイレがあるんですけれども、あそこもね、すごく狭いんです。何というの、このガラス、この戸1枚ぐらいのトイレに便器があつて、身動きとれないよ

うなトイレなんです。それ、ごらんになったことありますか。私は、てっきりそこをね、改修するのかなと思って今質問したんですけれども。

ぜひね、あそこも私は改修工事するべきだと思います。それで、南川ダムに観光に来てあそこのトイレは狭いし、そして冬期間というか、春先になっても遅くまであそこはロックされている状態で利用できない状態なんですよ、毎年。だもので、一度担当課の方に行ってお話をさせていただいたことがあったんですけれども。「では、トイレを改修するという計画があるので、そのときに」というお話だったものですから、てっきり私はあのトイレのことかなと思って今質問したんです。ぜひね、バンガローの上ばかりではなくて、あそこも結構人が多く来るものですから、ぜひそこも一緒にトイレ改修工事をしていただきたいと思います。

議長 長 （大須賀 啓君）

産業振興課参事櫻井憲一君。

産業振興課参事 （櫻井憲一君）

今回のものは上の方のトイレでございまして、ただいまのご意見がありましたので、では、今後の計画の中で何とか検討させていただきたいと思います。

議長 長 （大須賀 啓君）

8番堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

ぜひご検討いただきたいと思います。

それで、トイレの改修なんですけれども、今どこの観光地に行っても結構トイレというのは明るくて広くできているんです。そして、南川周辺のトイレというと本当に狭くて、何か間に合わせのトイレみたいに感じるトイレがほとんどでありますので、やはりバンガローの下のトイレなんかは特に男女兼用のトイレでありますので、やはり男性、女性の区別をつけた中でのね、トイレをぜひ検討していただいて、改修をお願いしたいと思います。以上です。



議 長 (大須賀 啓君)

答弁は要りませんね。(「ください」の声あり)

産業振興課参事櫻井憲一君。

産業振興課参事 (櫻井憲一君)

今後の整備計画の中で対応を何とか検討していきたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。9番馬場久雄君。

9 番 (馬場久雄君)

事項別明細書の11ページの交付金。定額給付金の事業なんですが、説明で2月1日現在で2万4,960名への交付ということなんですが、こういった課長説明では銀行なりそういったものへの口座への振り込みということなんですが、これに関連してですね、あいさつの中でもありましたように、地域経済の活性化また生活支援というのが目的で出されるので、銀行口座の方には入るんでしょうけれども、それをどう地域の方に生かしていくかというようなことがやはり重要になってくると思うんですが、そういった聞くところによると、いろいろ商工会の方なんかでも商品券を何かの形で割り増しで出したらいんじゃないかという話は出ているんですが、このごろの新聞なんかを見ますと近隣の市町村では1割のみならずですね、1割5分もしくは2割というふうな形で、地元が低迷している中でいろいろと対策を打っていききたいというふうな、便乗ではないですが、こういう機会を生かしていきたいというような要望があるようなんですが、これに関して担当課の方ではこの定額給付金を支給されるに当たってですね、そういった活用を考えたいというふうなことはありますか。

議 長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長 (千坂正志君)

お答えをいたします。

定額給付金事業、今回の補正予算では提案されて可決されているわけでございます

が、別な法案の部分がまだ可決されていないということでございますが、総務省通達でこの給付事業についてはもう予算化をして事務に入ってくださいというような通達が来てございますので、今回補正をお願いしたところでございます。

そんな中、今各地でいろいろとそういう話が出てございますが、原則として、まずもっては口座がある方は口座振替、それから口座のない方については現金の授与という部分を一応二段構えで指針が出されております。ですから、基本的には定額給付金は世帯主の方に一括口座振替という形になります。

それで、今いろいろと新聞紙上で1割増しとかいろいろ商品券、例えば大和町で言えば、サブローの商品券を増すというのがございますが、これについてはですね、町でこうしなさいとか、あしなさいという部分ではなく、例えば商工会とか、専門店会とか、商業のそういう団体がみずからそういう部分を取り込んで、そしてルール化して、ルール化というより啓発をして、そして普及しているというのが現状のようでございます。町の方でこれを1割カットして、2割カットして支給して、その分を商品券でやるとかという部分については、これは総務省の方からの部分では、それはまずもって原則は申請主義でございますので、口座振替か現金渡しの部分でやってくださいと。そして、渡した後にそれを商品券に変えようかどうするかというのは、それは本人の選択という形で指針が出てございますので、町といたしましては今現金支給という部分のみでございます。

ただ、今、馬場議員がおっしゃったように商工会なりね、専門店会で、今回の地域活性化のために何かの部分を取り入れて住民にPRするとかという部分についてはね、これは組合というか、商工会なりの考え方でやっていただければということで、今現在は現金支給というような部分だけの部分になってございます。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

9番馬場久雄君。

9番 (馬場久雄君)

口座振替とか現金支給であるからということで、それで打ち切られるとね、非常にそれを、その皆さんに入ったお金をどう地元で活用させようかということは今考えているので、何か冷たいような気がされるので、もったいないという気持ちもするので

ね。それは趣旨はわかります。

だから、新聞なんかを見ると、例えば事務的には大分煩雑、非常に町当局としてはひどいだろうけれども、10年前の地域振興券みたいな形で出したらどうかという記事も見たことはあります。それは国への申し入れとかいろいろな難しい点がある、煩雑な点があるでしょうけれども、要はそうった3億なにがしかのお金が大和町の皆さんの手元に入るということを商業活性化の意味ですね。今後多分そういった要請がまた新年度に出てくるんでしょうけれども、これ、何月ごろに支給される予定だと踏んでいるのかわかりませんが、例えば5月ごろ……、やはりタイミングにやはりあわせないと。それを、一人1万2,000円入ったのを、12月でもいいよというふうなやり方じゃなくてね、やはり時期を失するとまずいと思うので、いろいろな団体が動くと思いますので、そういった形でね、やはり商業活性化の意味からもそういう考えを持っていただきたいというふうなことです。

あと、ちょっとさっき申し忘れた……、もう一件あったので、ちょっとここでよろしいですか。（「はい」の声あり）

吉岡小学校体育館の屋根被覆工事ですが、3,200万円。これは、思い出すと平成19年の9月に、私、一般質問で教育長にお話しているんですが、「非常に雨漏りがあったよ」ということでしました。9月だったと思うんですが、確かにこの間お話を聞くと2分の1成人式もそこで、体育館でやったと。天候も悪かったせいか、非常にバケツを置いている数が多いということを知りました。ようやくそれでこの3,200万円かけてね、動くようになっているんですが、やはりこの吉岡小学校体育館、教育長の話では「7月ごろにはもう補修の指示を出しています」というふうなたしか答弁だったような気がしたんですね。それから1年半ぐらいたってまだそういったものが出るというか、全然その間補修していなかったんじゃないか 補修というか、補修できるような状況ではなくて、もう大それた雨漏れ状態とかね、そういうものだったのかどうか、ちょっと確認しておきたいし、そして何かあった場合の、災害の場合の避難場所にもなっているわけですよ。やはりそういった緊急性を考えればですね、もっともっと早くこういったものをね、進めるべきではないかなと思うので、今後のことも踏まえてですね、お伺いしておきます。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず、定額給付金についてお答えします。

定額給付金につきましては、制度上、今総務課長がお話しましたとおり現金でそれぞれの個人にといいますか、まあ、結果的には世帯主に給付をするということになっています。それを皆さん方がおろすなりしてお使いになるということですので、もしくは現金でお渡しすると。以前にあった振興券のようにですね、行政の段階で券にしてお配りするというものにはなっておりません。ご要望で今、国の方にそういったものもあってもよいのではないかというような話はあるようです。現金、そういうことですね。

それで、おっしゃるとおりそれを町の活性化のために利用するということになるわけでございますけれども、大和町の場合はこういう定額給付がない前から活性化のためにサブロー商品券というもので町と商工会が協力し合っている部分がありました。

それで、ほかの町村で出てきたときは、何だ、こっちは進んでいるなどは思ったところですけども、今までやってきた部分がありますので、こういった機会にさらにそういった地域の振興のために利用できる方法がというご指摘だというふうに思っております。そういったことも方法としていろいろあるんだというふうに思っております。

これらにつきましてはですね、それこそ商工会さんなり専門店さんなり商業の方なり町内の方々に、そういった方々からもご意見をいただければ、いただきながらですね、検討といいますか、やる方法があるのか、そういったことは考えていくということもあり得るのではないかというふうに思っております。決して冷たくですね、やりませんと言っているのではなくて、そういったことにつきましては、今までやっている部分がございますので、それを踏まえた中でさらに便利に使える方法なり、皆さんにご利用いただける方法なり、今のやり方で課題もあるところもあるようでございますので、そういった部分も整理をしながらやっていけばいい方法が出てくるのではないかというふうに考えております。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長瀬戸善春君。

教育総務課長（瀬戸善春君）

吉岡小学校の体育館の雨漏りに対するお尋ねでありましたが、昨年にですね、7月前に、うちの職員が直営的に屋根に登りまして、コーキングをして応急的な対応はさせていただきましたが、やはり横なぐりの雨とかですね、そういうふうな雨の場合、防止できないというふうな状況でありますので、今回このような措置をさせていただきました。

それで、今回の工事につきましては、やはり子供たちの安全、そういうふうなものを配慮しながら夏休み中にですね、実施をさせていただきたいというふうなことで工期については9月いっぱいまでにですね、お願いしたいというふうな予定でございます。よろしく申し上げます。

議長（大須賀 啓君）

9番馬場久雄君。

9番（馬場久雄君）

定額給付金に関してはいろいろそういったシステムだということで、いろいろ関係団体の方にもですね、問い合わせはしながらご要望していくんだろーと思っておりますから、その件についてはわかりました。

今の屋根の方なんですけど、確かに多分全体といいますかね、結構な面積になるんだろーと思っておりますけれども、やはり今まで何回かそういう集会があったたびに、季節的なこともあるんでしょうが、そういう苦情も聞こえてきていました。

ただ、さっき申し上げましたように、災害が何かあった場合には非常に重要なポイントともなっていますしね。いつでもそういった対応ができるように、まあ、たまたまこういった臨時の交付金が入ったということで直すということではなく、やはりもっとね、計画的にスピーディにできるものはやっていくべきではないかなというふうに思ったので、今後のいろいろなそういう施設管理に関してもですね、共通することだと思っておりますので、特にこの件に関していま一度答弁をお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長瀬戸善春君。

教育総務課長 （瀬戸善春君）

今回の修繕の内容等につきましては、学校とも十分連携を取りながら対応してまいりたいと思いますし、そのような工事の予定であるというようなこともお知らせしながらですね、一時的な学校での対応もですね、あわせてお願いしたいというふうに思っておりますので、十分配慮をしながら対応してまいりたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

4 番平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）

これは、議案第6号関係の説明資料のですね、特定防衛周辺整備交付金の黒枠の部分の8番目のですね、交通施設大和町交通安全広報車購入と、ハイブリット車2台を購入することに今予定しておりますが、これは大変、私もこういう広報車が必要だということは前々から言っておりました。

それですね、もしできるのであれば、この上にですね、青色の回転灯の装備をしていただければ、これを日中は交通安全に使っていただいても、夜はやはり防犯活動にも使えるのではないかなと思っておるんですけども、これは交通安全だけに使うのでしょうか。お尋ねをいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長 （千坂正志君）

お答えします。これにつきましては、町内の交通安全、特に指導隊とか、それから防犯パトロール隊とか、そういう輸送関係も含めて、それで安全のパトロールを実施するということでもございます。

それですね、今回の部分については交通安全広報車というSACO予算での補助事業でございますので、青色灯は基本的には今回は予定はしてございません。

それで、この部分についてはあくまでも巡回街頭指導、巡回指導という名目の部分での補助対象の車ということでございますので、運用によってはいろいろな面には使えるとは思いますが、今回申請いたしている部分については、青色灯は予定

に入っていない。よろしくお願ひします。

議 長 (大須賀 啓君)

4番平渡高志君。

4 番 (平渡高志君)

これ、そんなに何ぼ面倒くさいものではないんですよね、青色灯をつけるのはですね、ただ申請をして。ただ、将来ですよ、将来それではこれにつける可能性もあるということだ了解していいんですか。もし、今ですね、私、まあ、今回の一般質問等々にもちょっと入れて、また詳しいことはそのとき言いますけれども。やはりせつかくの広報車ですのでね、やはり今防犯が相当叫ばれている中でですよ、せつかく用意してくれるのであればですね、その青色回転灯をつけてですね、パトロールするのも効果があるのではないかと思うんですけれども、もう一点、その点をお伺ひします。

議 長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長 (千坂正志君)

交通安全広報車につきましては、巡回パトロール、広報用スピーカーとか、そういう普及啓発活動の分についてはまずもって整備をしていくということでございますが、今、この部分についての将来というより運用という形でとらえれば、可能性はないと思うんですけれども、一応防衛の補助事業という部分もございまして、その辺を見ながら考えていきたいなと思っております。

きょうは、答弁はこの辺ぐらいにとどめさせていただきたいと思ひます。

なおですね、春、秋の交通安全とか、そういういろいろな街頭指導の部分については、この広報車を活用してやっていきたい。そして、今現在ある防災号の部分については1台、ちょっと十何年たっている部分があるので、それも廃車をして、新しいものに取りかえて、より機動のあるものにしていきたいと思ひますので。

今の件については、将来のというか、今後の私どもの方の課題にさせていただきたいと思ひます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。6番平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

事項別明細書の10ページの一番上の高速バスの駐車場整備 2,000万円についてお伺いをします。

高速バスの利用の促進については大変結構なことだと思って、その足がかりができたということで喜んでおります。

しかし、バス運行事業の全体像がわからないままですね、先ほどのご説明の中では高速バスをどのように活用していくのかという点について説明がいただけなかったというふうに思います。バス停の整備だけにとどまることではないわけですので、その辺についてももう少し詳しく内容を教えていただきたいというふうに思います。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長千坂賢一君。

財政課長 (千坂賢一君)

高速バスの利用については、まず一つは高速道路をバスが運行しているわけですから、インター周辺にありますバス停留所に停車をしていただく体制をとっていただくということがまず一つになろうかと思えます。

こちらについては、ネクスコの方に協議をして、そういった状況について確認をしたいと思っておりますが、以前にバス停施設の開放ということで打診があったことがございますが、あそこを利用するための設備というんですかね、まあ、自家用車で行った場合、車をとめる設備も何もない中であけていただいてもなかなか難しいのかなと。新たに用地を取得して駐車場を確保するというゆとりはありませんでしたので、その時点では「ちょっと条件を整えることは難しいかと思えます」というふうにご回答申し上げておりますが、今回駐車場を整備する方途ができるのであれば、その開放をまずお願いするというので、開放されればあそこを通るバス、まあ、全部になるのかどうかという部分については詳細確認が必要かと思えますが、大和町の町民の方々あるいは近隣の方々にとって一番多いのは、多分仙台方面へ利用できる内容がどうなのかという形になろうかと思えます。



現在、仙台市内に入るといふバスが各方面から各社運行されておりますが、平日で片道 100台ぐらいが運行されておりますので、往復利用するということだと 200回のチャンスがあるという形になりますので、それを活用したいと。

そのために、まず自家用車で寄せる方々があそこに車をとめるスペースの確保が必要かということで、その活用をサテライトの現在の駐車を割愛して利用させていただく方法はないだろうかということで協議をさせていただきました。

サテライトの方では、大分駐車場が余っている部分がありますので、活用の方途はあるのではないかとありますが、基本的に土地の所有者が松戸公産ということになっておるといふことですので、松戸公産の方にも確認をしたいといふことでご回答いただいております。

あと、場所的には一角そのまま、少し一段高くなっておりますので、中で区画をしないで利用するといふことだと 200台ぐらいのスペースの分が可能性があると。それで、その出入口に自動でカードを買う、あるいは、出るときはカードで精算するといふことで、できるだけ無人化で利用できるようなゲートを設置したいと。ゲートはちょっと概算ですが、1台設置すると 800万円ぐらいかかるそうでございます。内容的なものをどのようにシステム化するかによって多少の料金が違うかと思いますが、そういった費用がかかるといふことでごございましたので、まずその部分。

あと、それから駐車設備関係に区画をすとか、表示をすとか。

あと、あその部分はサテライトが運営されていないと入り口、東側の県道部分が閉鎖されるんですね。それで、夜間に帰ってこられた人がそこから出られないという形になりますと利用できませんので、そういった課題への対応をどこまでどのように必要なかといふことと、それからサテライトが運営されている場合は、基本的に退出は縦貫道路のボックスをくぐって西側に抜けて退出していただくというルートがありますので、そのルートに従う。

あと、それから、前段説明のときに申し上げましたが、帰りの際、夕方暗くなった場合は、高速道路の西側に下りられるわけですが、そこから歩いて駐車場まで来る際に街灯が一切ありませんでしたので、その街灯の設備も当然必要だろうと。ボックスの中を帰るといふことは、サテライトを利用される車が帰りの車とすれ違いになりますので、安全管理上ちょっとまずいのではないかといふことで、県道まで迂回をしていただくという形が一番安全かなというふうに思っておりますので、その部分の安全対策といった形での照明設備、そういったものも含めてあそこを利用でき

るようにしたい。

あわせて必ずしも自家用車で寄せられる方ばかりではないかと思しますので、送って来ていただく方については近場でおろしていただく、あるいは迎えにきていただく、まあ、その辺の安全管理をどうするかという課題も1点あるかと思します。

もう1点。町民バスが運行されておりますが、すべて利用時間に間に合わせられる運行体系が取れるかどうかというのは課題であろうかと思しますが、町民バスでの寄せについても合わせて体制を考えて、全体として高速バスが効率よく、あるいは皆さんに利便性が増した形で提供できるような形をとっていきたいというふうに思っております。

ただ、今回の措置につきましては、緊急に臨時交付金の対象事業を探して構成してくれということだったものですから、対象のところに余り細かく協議をして、詳細を積み上げているものではございませんでしたので、機械設備1台 800万円、それから、それ以外の整備費用をふくめて 2,000万円ぐらいでできるのではないかという概算での計上でございます。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

6番高平聡雄君。

6番 (高平聡雄君)

国に翻弄されて仕事が大変だという現状があるというのは大変ご苦労なことだというふうに思っております。

それにつけてもですね、今のご説明をいただくとですね、私が今聞いた範囲での理解ですと、松戸公産から土地を借りるのか買うのかは別として、用意して、町営の有料駐車場をつくるということかなというふうにとったんですが、まあ、詳細は今後詰めるということでございますので、多く語らない方がいいのかもしれませんが、ご承知のとおり現在高速バス何台か、高速道路を走るのではなくて、吉岡から高速に乗って仙台に行くバスというのが何路線か現在走っておりますけれども、その要所には無料の駐車場が設置されているわけですね、現在。ですので、あえて町で、町営で有料の駐車場を用意するというのはどんなものかなというような、現状とのね、認識のずれというのが出てくるのではないかなというふうに思います。

また、今ネクスコ東日本のお話がありましたけれども、当然バス事業者あるいは

陸運局ですか、東北陸運局等々の調整を経た上で、路線だとか、あるいは今言ったご説明で仙台へのアクセスというようなお話でございましたけれども、もっと広く、逆に言うとあそこに車をとめてでも、有料でとめてでも利用するということになれば、もっと遠隔地へのですね、アクセスというようなことにならないとなかなか利用は進まないのではないのかなというような思いもいたしますのでね。

先ほど言ったように、ベースとしては緊急対策というような中でのお話のようでございますので、今後なお一層利便性の高いですね、事業になるようにですね、十分な検討を加えていただきたいということを申し述べさせていただきたいというふうに思います。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

財政課長千坂賢一君。

財政課長 (千坂賢一君)

まず、大衡役場から運行されている高速バスについての無料の駐車場についてのお話でございました。現在、まほろばホールあるいは町民研修センターの西側といった形で利用者が遠くから来られて自家用車で寄せた場合ということで設置をしておりますが、現時点では余り利用はされていない状況でございます。

それとの整合性の中で有料の駐車場についての言及がございました。サテライトの方にお話した部分につきましては、現在の駐車場を活用する方法、それに収入がある程度伴うものということで協議をさせていただきました。町としては、買い取るつもりはありません。活用をさせていただきたいと。それで、もちろん利用された方については幾らかの有料というふうに考えておりますが、施設整備は町が行う。管理については、できればサテライト側でお願いをしたい。その土地の活用費用等については、その駐車料金をすべてサテライトで収入をすると。それで、全体の支払い終了というふうな構成ができないだろうか。

これは一方的に町側としての思いで語っているのかもしれませんが、サテライト側としても利用者がいない中でも支払いが生じる。それに幾ばくかの収入がつくということであれば、プラスがあるだろうと。これは期待でのお話ですが、そこに駐車として利用される方々の中には、「ああ、ここにサテライトがあるのか」ということで利用者になる部分の要素もある程度含まれるのではないかというふうに思ってお話を

いたしておりますので、施設整備については確かに町主体になりますので、町の駐車場という形にはなろうかと思いますが、管理運営はそういった方向がとればと。

あと先ほど仙台方面に行くバスについて便数の紹介をさせていただきましたが、全体として全国の都市間の高速バスも通っておりますので、そちらについてもバス停に停車という形であれば、全国どこの都市にも行けるという体制はとれます。

ただ、そういった方は経常的に利用されませんので、その際、単発的に利用する場合は、現金で幾らといったような料金体系であれば利用できるのかなというふうには考えております。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

6番平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

ご承知だと思いますけれども、バスがああ停留所を利用することになればですね、停留所そのものの整備あるいは年間の利用料。あるいは管理整備費等々の必要経費も当然生まれてくるわけでございますのでね、そういったことまで含めた中で総合的に当然検討されていることだろうとは思いますが、今言ったように余り緊急対策に目をくれてですね、後追いで課題が出てこないような十分な検討を講じてですね、町民の利便性の向上に努めていただきたいということを申し述べさせていただきます。

議 長 (大須賀 啓君)

回答は要りませんか（「はい、要りません」の声あり）

（「関連で」の声あり）14番中川久男君。

1 4 番 (中川久男君)

前者に絡みますけれども、全く今高平議員が言ったそのものの内容的なものではないのかなと。今、確かに大衡、そして吉岡、宮交、そしてJAですか、そして高速ですか。今、町でも研修センターの一部を駐車場と称して町で提供していますけれども、本当にその車両の台数がこの半年、1年になるのかな、利用者台数の確認なんかはやっていますかね。

やはりそういうところのバス停を設置、宮交さんとの設置をしたのであれば、やは

りその利用状況を見ないと非常に今みたいな料金が発生すると、駐車場が。本当に早くて利用しやすいバスが今度は駐車場でお金がとられるとなったら、仙台まで行った方がいいかというような流れも私はあると思いますから、現状の路線経路の駐車場の利用状況。やはりそういうものをきちっと担当課で調査した中で、そういう路線バス会社との協議をしながら、逆にサテライト大和の駐車場近辺にということになれば、バスがそこに入って、乗り入れをして、そして利用するというのであれば、これはまた立派な宣伝効果にもなるのかなと。

お客さんが歩いて移動はしません、仙台駅みたいに。やはり車で来て、金払って、そこからバスが乗るというのであれば、その経路は明確でございますから、その辺の調整なり話し合いなりを駐車場側ばかりでなく、バス会社の方の確認を取りながら、双方に協議をしながら進めたら今みたいな話はないと思いますから、ぜひその辺の調査をしていただきながら町民が使いやすいバス停にしていきたいというふうに思います。いかがですか。

議長 (大須賀 啓君)

財政課長千坂賢一君。

財政課長 (千坂賢一君)

町民が利用しやすいようにというのは第一義として考えております。

ただ、高速バスとして高速道路を運行しているバスが、大和インターからおりて駐車場に寄せるということはありませんので、いかにそれを利用するかという体制を整えるのが必要かと考えたわけでございます。

それで、サテライトは幸いにしてインターチェンジの東側にございますけれども、上り線になりますと高速道路の東側を通過しております。それで、駐車場からバス停留所までは歩いて1分か2分の距離になりますので、そういった形であれば利用できるのではないかというふうに思って考えたところです。

そうすると、まずこのスタートの段階では、大和町は仙台市から約20キロの位置にございますけれども、ほとんどが自家用車、バスでの寄せという形になりますので、大体1時間の時間を計算して動くようになっております。そういった形で、その時間を幾らかでも短縮する方法が大和町あるいは黒川郡として夢であり、これからの課題なのかなと。それが全体として仮に15分ずつ短縮されるということであれば、その利

用者全体にかかる時間を計算すれば相当のものになるのかなと。そういった部分を含めて、まずそういった体制を整える。

まあ、いろいろ余り詳細を伺わない部分での構成でありますので、課題は多少あるんだらうと思っておりますが、その課題をクリアしながらぜひ利用できる体制を整え、さらには多く集中をさせていただいて、多くの方々が利用できるようにするということが、これからのこの整備に向けた最終点であり課題であろうかと考えております。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございますか。何人ぐらいいらっしゃいますか。

少し休憩しますか。(「はい」の声あり)

暫時休憩します。休憩の時間は10分間とします。

午後2時04分 休 憩

午後2時14分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

11番鷓橋浩之君。

1 1 番 (鷓橋浩之君)

7ページ。この貸付金の元利収入。吉岡南第2の貸付事業償還金の関連なんです。説明では今回補正前の額が2億円で今回1億円の減額補正をしておるということです。2億円のうち1億円は返ったと理解していいんだと思いますけれども。その説明の中でですね、残りの1億円についてなんです。これは無利子の資金なんだけれども、事業期間延期になるんだと。そのためにその貸し付け条件が変わったのでというような意味合いの説明がされたんですが、これは当初の貸し付けのその条件、返済時期等々どういうふうになって、この事業期間の延期に伴う条件の変化というのは、我々どういうふう理解したらいいのか、ひとつ伺います。

それから、議案書の11ページの繰越明許費の関係ですが、この中で当初S A C O予

算で予算づけをしておりました道路整備。さっきの説明では山ノ神禅興寺線ほか1路線というふうな説明だったんですが、これが繰越明許措置をされるということなんです。これ、既に入札が終わって事業に入っているわけなんです。そうしますと、その入札の条件というのは、これは平成20年度SACO予算づけでございましたから年度内の工期の予算づけではなかったのかなというような私は理解をしておったんですが、それが今回繰越明許という説明で、どういうふうに理解したらいいのか。説明資料によると交付金の内訳、いわゆるSACOに加えて、いわゆる普通交付金、9条交付金との関連もあるんだと思いますけれども。ただ、入札、工期等々の関係ですね、これが繰越明許とどうなっているのかということをお伺いをします。

それから、3ページの町税の関係。法人町民税ですね。説明によるとこの世界同時不況といいますか、これによって、いわゆる企業の業績不振、これ、物すごい不振の内容というようなものが連日報道されているのはご案内のとおりなんです。それで、今回1億4,000万円を増額補正しておいて、それを還付金に向けるんだというような説明でございました。本来であれば3月決算期を見て5月ごろの状況を見ながら6月補正で対応するところなんだというような説明もあったわけなんです。そうしますと、いわゆる町内の企業の業績不振を見越して、いわゆる6月の補正でやるべきものを今回前倒しをしてもう還付を予算計上してしまうんだというふうに理解していいのか。だとすれば、極めて健全な予算の組み方だと思うんですが、そういうふうに理解していいかどうか。その3点をお伺いします。

議長 (大須賀 啓君)

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 (高橋 久君)

まず、1点目の吉岡南第2土地区画整理組合への貸付償還金の件でございます。

当初、2億円を無利子で貸し付けをいたしてございまして、そのうちの2分の1が国庫による貸し付けでございました。これの返済期限が昨年9月20日だったと思いますけれども、そこまでに返済するというような形になってございました。本年度、吉岡南第2土地区画整理組合事業年度終了年度と予定になってございましたが、昨年の9月時点での終了見込みはまだないところございまして、その延長がございました。

そこで、貸し付け条件の中に、1項目の中に事業状況の進捗によってですね、著しく見込みが立たない場合、そして、その事業を延長する場合は、これを、期間を延長することはできるというふうな項目がございますので、その項目を活用させていただきまして、まずは本年度事業終了予定でございます3月末までに一度延期をしてございます。ただ、12月に入りまして、またその事業年度が、現在保留地が40数%の保留地の販売状況でございますので、今後もお事業を引き継いで延長してやらないと完了できないという見通しでございますので、さらに4年間延長するというふうに決まっております。それに対応した形で、この貸付金につきましても、その期間また延長したいというふうに考えておるところでございます。その措置で今回減額をさせていただくと。その残りの1億円、国費分につきましては国の方に返納してございます。

続きまして、山ノ神禅興寺線の道路改良の件でございます。この工事は、当初本年度で終了する予定で進めてございました。それで、1工区分につきましては、平成19年度の繰越事業でございました。この分については予定どおり終了する予定ですが、2工区分の県道側の方でございますが、この工区におきまして、その地盤ですね、支持力の調査を行いました。CBR試験ですね。これの結果、若干弱いということで、そのセメントの混合による路床改良、その配合試験。これに2、3週間とられますので、その期間延長せざるを得ないと。予定工期が3月20日でしたかね。25日で予定しておりますけれども、その部分はどうしても延長せざるを得ない状況になっておまして、それで防衛施設局と防衛施設庁と協議をしまして、この工事の分については繰り越しして事業完成にこぎ着けるというふうな条件になったものでございます。その工法の選択とその配合結果によって延長せざるを得なくなったという状況になったものでございます。

議 長 (大須賀 啓君)

税務課長佐藤成信君。

税務課長 (佐藤成信君)

ただいまの鶉橋議員のご指摘のとおり、今回見越した補正の計上でございます。ちょっと新聞でも見ましたが、愛知、トヨタの本社でございます豊田市でございますけれども、平成20年度の法人市民税が442億円ということでございましたが、新年度の



予算がたしか16億円ということでございまして、96%の減というような非常に厳しい税の見通しをしてございますけれども、本町におきまして平成21年度は厳しい税収を見込んでおりますので、今回補正計上させていただいたところでございます。

議 長 (大須賀 啓君)

11番鷓橋浩之君。

1 1 番 (鷓橋浩之君)

そうしますとこの南第2組合に対する貸し付けについては、貸し付けの期限を4年間延長したということと理解していいのかということですが、

それから、この道路の繰越明許の関係なんです、一部工法といいますか、所見の変更が出てきたという説明だったんですが、その辺とですね、当初SACOで予算付けしておいたのが、今回のこの説明資料等を見ると普通交付金になっているので、この関連についての説明がなかったので、もう1点お願いします。

それから、法人町民税の関係では見越してきちんと今の段階で措置をしたということとで了解をいたしました。その2点だけひとつお願いします。

議 長 (大須賀 啓君)

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 (高橋 久君)

吉岡南第2土地区画整理組合の事業については、今後4年間延長するというようなことで決定しているところでございます。

それから、山ノ神禅興寺線の普通分、普通分というか、調整交付金分とSACOの関係でございますが、同じ防衛省の事業の中のやり取りの中で調整してこのようにしたところでございまして、普通交付金分として事業を行うということになっているものでございます。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。3番伊藤 勝君。

3 番 (伊藤 勝君)

議案第6号に関してちょっとお聞きします。

3児童館の解体とありますけれども、跡地の利用を考えているのでしょうかね、その辺をお聞きしたいと思います。

また、あと今回地域活性化生活対策交付金が来ているんですけども、何か道路に使う部分が余りにも多いんじゃないかなと思うんです。だれだかは健全と言いましたけれどもね、私はちょっと納得いかないような……、もう少しね、トイレ改修とかいろいろなのに使ってもらえばいいような気がするんですけどもね。その2点をお聞きします。

議長 (大須賀 啓君)

教育総務課長瀬戸善春君。

教育総務課長 (瀬戸善春君)

3児童館の解体後の跡地利用の件であります、これにつきましては平成19年の6月に区長さん方との解体に向けてのいろいろな話し合いをしておりますが、吉田につきましては、跡地利用につきましては、地元では公園的な利活用を考えているというふうなことでありますので、今後の利用調整を図っていききたいというふうに考えております。大平児童館につきましては、地元ではですね、地域の広場的な利用というふうな考えもありますので、そのような利活用についての今後のこれらにつきましても調整を図っていききたいと。あと、報恩寺児童館につきましては、具体的な利活用について地元の意見は特にありませんが、地元で今後利活用についてですね、検討していききたいというふうなその当時の意見でありましたので、これにつきましても今後の利用についてのですね、調整を行っていききたいというふうな考えでありますので、いずれにいたしましても跡地利用につきましては、今後地域との調整を行いながら進めていききたいというふうに考えております。

議長 (大須賀 啓君)

財政課長千坂賢一君。

財政課長 (千坂賢一君)

臨時交付金の使途につきまして道路の使用する分が多いのではないかとというようなご意見でございました。

今回の臨時交付金につきましては、年末ぎりぎりにそういった制度、内容の説明会がありまして、1月中に使用内容の照会、1月23日までは対象事業を整理して出さないというような通達がございました。そういった中で、こういったものに使用、使途できるのかということていろいろ内容の検討を行ったところです。

そういった期間の短さの中でゼロから積み上げて調整をするというような時間的なゆとりがございました。これはちょっと言い訳になるかもしれませんが、そういった時間的なゆとりがなかったということで、方法の選択といたしましては、ちょうど平成21年度の予算の要求がございましたものですから、平成21年度の財源をにらみながら、当初でどうしても予算付けをすることは難しいと。まあ、必要性を感じながらも予算的な裏付けをとることが難しいなという部分についてある程度対応をさせていただきました。

あと、そういった中で対応することによりまして、今回の部分については仮に事業を実施するといった場合は、ほとんど補助対象にはなり得ませんので、通常の事業実施の場合は一般財源充当になります。それらを今回カバーできたということは、確約はできないわけですが、今後一般財源の使い道ということについては、ある程度範囲が広がったのかなというような思いでおりますので、今後必要な部分についてはおのおの所管課とも協議しながら、必要なものはそういった前段で対応した部分の裏付けといたしますか、補完という意味合いでの対応を検討できればと思っておりますのでございます。対象事業として決定した経過をそのまま述べさせていただいて回答とさせていただきます。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。ないですか。

「なし」と呼ぶ者あり

ほかにないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成21年第1回大和町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後2時30分 閉 会